

番号	【障害者施策全般に関する要求項目】 1.
項目	今年度からの報酬改定では、財務省からの指摘によって、生活介護の1時間刻みの報酬単価の導入や、グループホームの世話人配置基準や各区分単価の切り下げなど、報酬体系そのものが大きく変更され、障害者の地域生活に大きな影響を及ぼした。 報酬改定では、各事業の収支差率が報酬単価の検討の基礎とされているが、実態を正しく反映できないことから、以下のような問題が発生している。 まず、近年参入が急増している金儲け本位の事業者では、(株) 恵のグループホームの問題に見られるように、グループホームを大規模化し、支援を極端に合理化することによって儲けを出しているために、グループホームの各区分の報酬が軒並み引き下げられてしまった。 また最近、福祉業界全体で人員確保が困難な中、多くの事業所が非常に厳しい運営を余儀なくされているにも関わらず、人手不足で人件費支出が下がっているだけなのに、「儲けが出ている」と誤認され、単価が引き下げられるなど更に追い打ちをかけられてしまった。 また、強度行動障害など重度障害者の支援は単価がアップされる一方、精神障害では区分認定項目等の不十分さから、支援の実情に見合った区分が正しく認定されず、区分が低い＝支援が不要とみなされて低い単価が更に引き下げられてしまった。 このままでは、更に厳しい事業運営が強いられ、個々の障害ニーズに適切に対応している全うな事業所が淘汰され、地域基盤の有りようそのものが大きく変わってしまうことから、上記報酬改定の問題を基盤に関わる重大問題としてとらえ、次期報酬改定に向けて国に対して、収支差率とは別の、「事業運営や支援の実態が正しく反映される算定方法」を急ぎ検討するよう強く求めること。 また大阪市としても従来の地域基盤を守り、重度化・高齢化に伴うニーズ変化にもしっかりと対応していくために、人員確保や事業補助などの支援策を積極的に検討すること。
	(回答) 障がい福祉サービス等報酬改定については、支援を必要とする方が適切な支援を受けることができるとともに、利用者にとってわかりやすく恒久的で安定した制度が維持可能な報酬体系となるよう、今後とも、積極的に国に対して働きかけを行ってまいります。 また、令和6年度の報酬改定で大きく見直された報酬体系や加算については、引き続き国の動向を注視して、必要な見直しなどがある場合は要望していきます。
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-7986

番号	【障害者施策全般に関する要求項目】 2.
項目	今年3月末で各種コロナ対策やかかり増し経費への補助は、ほぼ打ち切られてしまったが、今年度も感染が広がるなど予断を許さない状況にあることから、今後の感染拡大や新たな感染症の発生に備え、平常時にこそ検討を進め、感染拡大時に直ちに対応できるよう準備しておく必要がある。特にこの間のコロナ禍で問題となった以下の課題について、今後の大阪市感染症予防計画等において事前に対策を講じておくこと。 ・障害者の一人暮らしやグループホームでの暮らしの状況について、保健所等に十分認知されておらず、間違った対応もなされたことから、また基礎疾患のある障害者の重症化率・死亡率も高かったことから、平常時から障害福祉―保健所間で認識を十分共有しておき、障害者が感染した際には、その障害状況、生活状況も加味して、直ちに入院できるように入院調整を行うこと。 ・宿泊療養施設は「自力で過ごせること」が原則とされたため、特に介護・支援が必要な障害者は全く利用できず自宅療養を余儀なくされたことから、「介護者を付けて宿泊療養できる場所」の確保に向けて、受入れ・対応方法等を事前に検討し、<u>十分な力所数を確保しておくこと。</u> ・また、障害者や家族が感染した時に介護・支援を打ち切る事業所も多発し、替わりの事業者が奔走しなければならなかったことから、事業所による支援を必ず継続することや、事業所における定期スクリーニング検査の実施、日中活動を休んだ時や休所になった場合の速やかな介護時間数の上乗せなど、地域生活を維持するための対策について、全区、全事業所に周知徹底しておくこと。 ・国に対して感染拡大時には、速やかに防護具、検査キットの無償配布やかかり増し経費への補助を復活させるよう求めること。
	(回答) 将来の新興・再興感染症の発生やまん延等に備えて改正された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、令和6年3月に「大阪府感染症予防計画」が改定され、大阪府において入院体制や宿泊施設の確保、自宅療養者や施設等への医療の提供等に向けた措置協定の締結、防護服等の備蓄、入院調整を早期に府へ一元化する取り組みなどが進められています。 本市においても、同時期に「大阪市感染症予防計画」を策定し、保健所の体制整備等の数値目標を設定するなど感染症の発生の予防及びまん延の防止をはじめとした感染症危機等への対応可能な保健所体制等の構築に向けた取り組みを進めております。 新型コロナウイルス感染症への取組を踏まえ引き続き、大阪府、関係機関等と連携してまいります。 (下線部について回答)
担当	健康局 大阪市保健所 感染症対策課 電話：06-6647-0739

番号	【障害者施策全般に関する要求項目】 2.
項目	今年3月末で各種コロナ対策やかかり増し経費への補助は、ほぼ打ち切られてしまったが、今年度も感染が広がるなど予断を許さない状況にあることから、今後の感染拡大や新たな感染症の発生に備え、平常時にこそ検討を進め、感染拡大時に直ちに対応できるよう準備しておく必要がある。特にこの間のコロナ禍で問題となった以下の課題について、今後の大阪市感染症予防計画等において事前に対策を講じておくこと。 ・障害者の一人暮らしやグループホームでの暮らしの状況について、保健所等に十分認知されておらず、間違った対応もなされたことから、また基礎疾患のある障害者の重症化率・死亡率も高かったことから、平常時から障害福祉―保健所間で認識を十分共有しておき、障害者が感染した際には、その障害状況、生活状況も加味して、直ちに入院できるように入院調整を行うこと。 ・宿泊療養施設は「自力で過ごせること」が原則とされたため、特に介護・支援が必要な障害者は全く利用できず自宅療養を余儀なくされたことから、「介護者を付けて宿泊療養できる場所」の確保に向けて、受入れ・対応方法等を事前に検討し、十分なカ所数を確保しておくこと。 ・また、<u>障害者や家族が感染した時に介護・支援を打ち切る事業所も多発し、替わりの事業者が奔走しなければならなかったことから、事業所による支援を必ず継続することや、事業所における定期スクリーニング検査の実施、日中活動を休んだ時や休所になった場合の速やかな介護時間数の上乘せなど、地域生活を維持するための対策について、全区、全事業所に周知徹底しておくこと。</u> ・<u>国に対して感染拡大時には、速やかに防護具、検査キットの無償配布やかかり増し経費への補助を復活させるよう求めること。</u>
	(回答) 障がい福祉サービス事業所等は、サービスの提供を継続的に実施するための業務継続計画の作成が義務付けられており、感染症や災害が発生した場合の対策として、必要な研修及び訓練の実施等、日ごろから備えをしておくことが重要であり、業務継続計画が未策定とならないよう、ホームページ等での周知をはじめとして、集団指導や運営指導を通じ、指導・助言に取り組んでまいります。 また、新型コロナウイルス感染症への取組を踏まえ、次の感染症危機に備えるために、平時より国、大阪府、関係機関等と情報共有を図るとともに、国に対しては現場の実情を踏まえた必要な対策が講じられるよう、適時に提案してまいります。 (下線部について回答)
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-7986 福祉局 障がい者施策部 運営指導課 電話：06-6241-6527 福祉局 高齢者施策部 介護保険課 電話：06-6241-6310

番号	【介護に関する要望項目】 1.
項目	① 障害者の入院時への付き添いがこの間拒否され、院内でご飯への錠剤ふりかけや、骨折・窒息、トーキングエイドの取上げなど虐待とも言える不適切対応が相次いだ。障害者虐待・差別の問題であり、不適切な対応が決して行われないよう、府では今年2月に「入院時の対応に関する啓発資料」を作成・配布したが（今年改訂版を作成予定）、まだ現場の看護師まで周知されておらず問題が続いているため、更に現場スタッフまで改めて周知徹底し研修も進めること。併せて個別ケースの対応では、重度訪問介護や相談支援での入院時連携加算の活用も積極的に周知し推進すること。 ② 入院時の重度訪問介護やコミュニケーションサポート制度の利用について、市から積極的に医療機関に周知するとともに、入院時のヘルパー利用が断られる場合には、市のどの担当課が医療機関に働きかけるか仲裁・調整を行う仕組み・窓口を明確化し、責任をもって対応すること。
（回答） 患者・市民と医療提供施設とのより良い信頼関係の構築及び良質な環境づくりを支援するため、平成16年4月から「医療安全相談窓口」を設置し、患者・市民の医療に関する悩みや、医療機関を利用するにあたっての相談・苦情等について、電話による対応を行っております。 また、相談・苦情等の内容については、個人情報に配慮したうえで当該医療機関へ情報提供・周知を行い、医療サービス改善の助言等を行っております。 引き続き、医療機関と連携しながら、できる限りの情報提供・周知等の実施に努めてまいります。	
担当	健康局 保健所 保健医療対策課 電話：06-6647-0679

番号	【介護に関する要求項目】 1. ①
項目	障害者の入院時への付き添いがこの間拒否され、院内でご飯への錠剤ふりかけや、骨折・窒息、トーキングエイドの取上げなど虐待とも言える不適切対応が相次いだ。障害者虐待・差別の問題であり、不適切な対応が決して行われないよう、府では今年2月に「入院時の対応に関する啓発資料」を作成・配布したが（今年改訂版を作成予定）、まだ現場の看護師まで周知されておらず問題が続いているため、更に現場スタッフまで改めて周知徹底し研修も進めること。<u>併せて個別ケースの対応では、重度訪問介護や相談支援での入院時連携加算の活用も積極的に周知し推進すること。</u>
	（回答） 医療機関と支援事業者による連携が図られ、障がいのある方が入院時においても十分な支援を受けることができるように、重度訪問介護における入院時支援加算や計画相談支援における入院時情報連携加算については、令和6年度報酬改定に合わせ、周知させていたところでは。 （下線部分について回答）
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	【介護に関する要求項目】 1. ②
項目	<u>入院時の重度訪問介護やコミュニケーションサポート制度の利用について、市から積極的に医療機関に周知するとともに、入院時のヘルパー利用が断られる場合には、市のどの担当課が医療機関に働きかけるか仲裁・調整を行う仕組み・窓口を明確化し、責任をもって対応すること。</u>
(回答) 令和6年度の報酬改定においては、重度障がい者が入院した際の特別なコミュニケーション支援の充実が盛り込まれたところであり、入院時における重度訪問介護の利用について、障がい支援区分6の方だけでなく障がい支援区分4および5の方についても新たに利用の対象となりました。また、それに伴い、重度障がい者等入院時コミュニケーションサポート事業においては、重度訪問介護により充足されることとなったため、重度訪問介護利用者においては事業の対象外とさせていただいたところであり、ホームページなどを活用し必要な周知を行っているところです。 (下線部分について回答)	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	【介護に関する要求項目】 2. ①
項目	雇用と福祉の連携による就業支援事業について、雇用と福祉にまたがる制度で使いにくく事務も煩雑となっているため、重度訪問介護など個別給付一本で利用できるよう国に見直しを求めること。 また、「働くためにお金を取られること」は考え方として問題があるため、市として改めて自己負担を求めないよう見直すとともに、制度利用を広げるためのチラシ等を作成し、障害者本人、ハローワーク、企業、就業・生活支援センター、事業者等への周知・啓発を更に推進すること。
(回答) 大阪市重度障がい者等就業支援事業は、雇用施策との連携により実施することとしており、障がい者雇用助成金に係る業務を担う J E E D（高齢・障害・求職者支援機構）と、支援対象者の職場環境や通勤の有無、標準的な業務の内容や職場介助者の介助内容などを整理し、助成金の対象となる支援内容と対象とならない支援内容を区別する必要があります。 今後については、利用者ご本人及び雇用主や支援を行う事業者等のご意見も踏まえながら、申請等にかかる事務の負担を軽減できるよう、雇用施策との役割分担の中で必要性が認められる就労中の介助については法定給付の対象とするなど、重度障がい者等の就労にかかる支援体制の整備を図るよう、引き続き国に要望してまいります。 また、本事業の利用者負担については、令和2年度の事業開始当初においては1割負担（生活保護受給者や非課税世帯を除く）としていましたが、令和3年度の要綱改正にあたり、ひと月あたりの負担上限額（3,000円）を設けることにより、支援時間の多い利用者の負担を軽減しました。今後については、国や他都市の動向を注視しながら、自己負担の取り扱いについて検討するとともに、制度利用を広げるため、大阪市ホームページに制度のご案内を掲載の上、チラシ等を作成し、ハローワーク等へ周知・啓発しているところですが、引き続き周知・啓発を推進してまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	【介護に関する要求項目】 2. ②
項目	大学修学支援事業について、大学入学時からすぐに利用するには、入学直前の準備では介護事業所探し等の調整が間に合わないため、教育と福祉部局が連携して、早い段階から高校等が利用予定者を把握して制度利用できることを本人に周知し、相談支援事業所につなげる仕組みを作るとともに、受験予定の大学側でも委員会設置など事前準備をしておくよう周知啓発していくこと。 併せて、18才前のセルフプラン利用者への相談支援利用の勧奨文も活用し、大学進学を希望する重度障害者の場合は制度利用も可能なことを伝え、相談支援につながるように周知していくこと。 また、大学は通常遠くにあるため、市独自でヘルパー交通費の支給も検討すること。
(回答) 大学修学支援事業については、これまで各区役所や事業所等に対して、随時制度周知を行ってきました。今後もホームページ等を活用し、各保健福祉センターや相談支援事業所、各支援学校等に、周知を行ってまいります。 また、入学予定の大学にも、入学後の大学生活における支援計画の策定や委員会の設置等について実施いただき、障がいのある方が入学時からスムーズに大学修学支援を利用いただけるよう調整に取り組んでいるところです。 なお、大学修学支援に係る支援に要するヘルパー交通費については、他の障がい福祉サービスと同様、利用者にご負担いただく必要があります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	【介護に関する要求項目】 2. ③
項目	重度訪問介護の同行支援について、今年度から重度包括支援対象者に初めて関わるヘルパーには同行支援が認められることとなったが、同一事業所で一人目しか対象とされないこととされた。重度者の介護やコミュニケーションは個々に異なり、一人目に慣れれば二人目にも対応できるわけでもないことから、「初めて関わる重度訪問介護対象全員」の同行支援を認めるよう国に求めること。
(回答) 令和6年度報酬改定により、重度訪問介護において熟練者の同行が認められるヘルパーとして、従来の指定重度訪問介護事業所が新規に採用した従業者が障がい支援区分6の利用者に支援を行う場合に加え、従業者が重度包括支援対象者に対して初めて支援に従事する場合においても同行支援の対象となりました。 それに伴い、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 2において、熟練者の同行については従業者が重度包括支援対象者を初めて支援する場合にのみ対象であり、2人目以降の他の重度包括支援対象者の支援に初めて従事する場合においては同行の対象とならないことが示されていることから、本市においても同様の取扱いとしているところです。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	【介護に関する要求項目】 3. ①
項目	介護保険併給時のトラブルが続いていることから、区の介護保険・障害福祉担当、ケアマネジャー・相談支援の各事業者が、「併給によってサービスの引き下がりや通所先の変更を強制される等の不都合を生じてはならないこと」を十分理解するよう周知徹底し、トラブルを未然に回避すること。
(回答) 本市におきましては、各区の担当者に対し「障がいのある方の介護保険利用について」として、障がい福祉サービス利用者へ介護保険制度を案内する際の留意事項や障がい福祉サービス利用者等に対する介護保険制度との併給が可能な旨の案内等についての研修を実施し、65 歳以上の方であっても障がい状況等から必要と認められるサービスが、介護保険法のサービスの支給量・内容では十分に確保できないと判断される場合には、必要に応じて障がい福祉サービスの提供ができるよう支給決定しております。 また、介護保険事業者や障がい福祉サービス等事業者に対しては、集団指導において、障がいのある方の介護保険利用について研修を受講いただくとともに、大阪市ホームページにも資料を掲載することで、広く周知を行っているところです。 今後も引き続き、介護保険の対象となった障がい者に対して一律に介護保険サービスを優先させることがないよう、また、要介護認定等の申請について理解を得られるよう努めながら、本人の心身の状況等を考慮した支給決定を行ってまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245 福祉局 高齢者施策部 介護保険課（管理） 電話：06-6208-8028 福祉局 高齢者施策部 介護保険課（指定・指導） 電話：06-6241-6310

番号	【介護に関する要求項目】 3. ②
項目	市ホームページ上に、介護保険・障害福祉双方が閲覧できる「介護保険併給のページ」を早急に設け、関連資料を網羅するとともに、研修や集団指導を通じて両制度の違いとトラブル回避策を具体的に伝えていくこと。今年も介護の間隔を2時間空けるよう言われるトラブルが発生するなど、区や事業所でどんな介護の組み方が可能かが理解されていないため、「ケアプランのパターン例」を作成し、従来の生活パターンを維持・継続するよう、償還払い制度も含め周知徹底すること。
	(回答) 自立支援給付と介護保険制度との併給に係る基本的な考え方については、障害者総合支援法の規定等により介護保険サービスが優先されることとなりますが、その適用関係については、令和5年6月30日付け厚生労働省通知「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項及び運用の具体例等について」において、相当するサービスが介護保険（総合事業を含む）にあっても、介護保険サービスを一律に優先させるのではなく、必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否かを適切に判断することとされています。 本市におきましても、65歳以上の方であっても障がい状況等から必要と認められるサービスが、介護保険法のサービスの支給量・内容では十分に確保できないと判断される場合には、必要な障がい福祉サービスが提供できるよう支給決定しております。 制度の周知につきましては、「福祉のあらし」に併給にかかる説明や利用者負担の軽減措置について掲載しているほか、介護事業者等に対する集団指導において、「障がいのある方の介護保険利用について」という項目を設け、受講対象となっている全事業所に受講を義務付けています。 また、集団指導の資料については、集団指導受講期間終了後も大阪市ホームページに掲載し、事業所等への周知に努めています。 更に、大阪市ホームページにおいて、障がいのある方の介護保険利用について広く周知するためのページを作成しているところです。 今後とも引き続き、介護保険の対象となった障がい者に対して一律に介護保険サービスを優先させることがないよう、また、要介護認定等の申請について理解を得られるよう努めながら、本人の心身の状況等を考慮した支給決定を行ってまいります。
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245 福祉局 高齢者施策部 介護保険課（管理） 電話：06-6208-8028 福祉局 高齢者施策部 介護保険課（指定・指導） 電話：06-6241-6310

番号	【介護に関する要求項目】 3. ③
項目	盲ろうや強度行動障害、医療的ケア等の障害状況・特性によって、ケアマネ・介護保険事業所での対応が困難である場合は、サービスが利用できなくなることを避けるために、引き続き障害福祉サービスで対応可能であることを全区に周知徹底しておくこと。
(回答) 自立支援給付と介護保険制度との併給に係る基本的な考え方については、障害者総合支援法の規定等により介護保険サービスが優先されることとなりますが、その適用関係については、令和6年6月30日付け厚生労働省通知「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項及び運用の具体例等について」を踏まえて、個々の障がい者の障がい特性を考慮し介護保険サービスにおいて必要な支援が受けられるかどうかという観点についても検討したうえで支給決定を行うこと、また、介護保険サービスに相当するものがない同行援護や行動援護、自立訓練等障がい福祉サービス固有のものについては介護保険移行後も利用可能であることについて、支給決定事務の手引きに明示し、各区保健福祉センターに対して周知及び研修を行っております。 今後も引き続き、適切に支給決定が行われるよう努めてまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	【介護に関する要求項目】 4. ①
項目	国が労基法令に基づいて示した夜間支援Q & Aで、「労働時間として取り扱わなければならない手待時間も報酬の対象とすべき」と通知され、市でも一定見直されたが、まだ対象は「人工呼吸器利用、頻回な喀痰吸引や体位変換が必要、行動関連項目 17 点以上等の者」に狭く限定されていることについて、支給決定状況を集約し、対象外であっても個々に必要な時間数を決定するとともに、実態に見合った対象の拡大も検討していくこと。
	(回答) 障がい福祉サービスの支給決定においては、利用者のサービス利用意向等を踏まえ、障がい特性や生活の状況等を勘案し、必要な時間数を支給決定しています。 今後も夜間支援を含めた具体的な支援ニーズを詳細に確認し、必要な支援が提供されるよう、個々の状況を踏まえた支給決定に努めてまいります。
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	【介護に関する要求項目】 4. ②
項目	国庫補助基準は今年度から増額されたとはいえ、泊まり介護での手待時間や介護保険対象者の居宅介護などでは全く足りていないため、国に対して完全半額保障するよう厳しく要求すること。
(回答) 令和6年度において、国庫負担基準の見直しが図られましたが、自治体の支給決定が国庫負担基準を超えた場合、超過負担分は全て市町村の負担となる仕組みについては依然として続いている状況です。 本市においても利用者への必要な支援を可能とするため、給付に要する実際の費用の1/2を国庫負担とするなど、実態に応じた必要な措置を講ずるよう国に対して要望しています。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	【介護に関する要求項目】 5.
項目	移動支援について、国に対して個別給付か、少なくとも早急に促進事業化するよう強く求めること。この間、他の介護単価との格差拡大や物価高騰、最賃アップの影響もあり、移動支援の事業廃止・休止が相次ぐなど基盤に関わる問題となっていることから、市として単価の大幅アップや土日・休日加算、特定事業所加算の導入など、早急に対策を検討し基盤の縮小・崩壊を防ぐこと。
(回答) 移動支援事業は、障害者総合支援法に基づき、市町村が地域の実情に即して実施することとされている地域生活支援事業における必須事業として、屋外での移動が困難な障がい者等に外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的として、本市においても実施しているところです。 移動支援事業は障がいのある方が地域で生活するうえで必要な外出や余暇活動など、社会参加等を行ううえで重要な支援であると考えております。 今後も安定的に事業を実施するため、他の指定都市等とも連携しながら移動支援事業を個別給付とすることと併せて、移動支援を必要とする方に支援が行きわたるよう、国に働きかけております。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	【盲ろう者の通訳・介助、高齢化課題への対応について】 6. ①
項目	国に対して引き続き通訳・介助制度の個別給付化を求めるとともに、日中活動も含め場面を問わず利用できる長時間の通介制度や、高齢化対応での二人派遣の実現を求めること。
(回答) 盲ろう者は、独力では日常の移動、コミュニケーション及び情報入手が極めて困難な状態で日々の生活を送っておられ、基本的権利の保障の観点から、常に密着した支援が必要であることから、大阪府とも連携しつつ、国に対する要望を引き続き行ってまいりたいと考えています。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8081

番号	【盲ろう者の通訳・介助、高齢化課題への対応について】 6. ②
項目	通介制度利用者は60才以上が既に80％程度に達しているなど、急速に高齢化が進んでおり、転倒等の事故も発生していることから、府に対して高齢化対応での二人派遣の実施を求めるとともに、市では通介と同行援護や重度訪問介護の併用による二人介助を積極的に進めること。 コミュニケーションの関係で盲ろう者は、介護・相談支援事業所に忌避される場合が多く、高齢の親の支援に頼っていたりセルフプラン利用も多い現状があり、親の体調変化等では緊急事態となるがすぐに対応できないため、予めサービスにつないでおくことが重要である。府や友の会とも連携して、通訳介助ができなくとも簡単なコミュニケーションで介護に入れることや、通介者が仲立ちできること等を啓発するチラシを作成し、関わる事業所が増えるよう働きかけること。
(回答) 盲ろう者が日常生活及び社会生活を円滑に行っていくためには、通訳・介助者及びその他支援者等による場面を問わない切れ目のない支援が必要不可欠であると考えています。 盲ろう者に対する通訳・介助者派遣事業については、大阪府をはじめとした10の自治体で共同実施しており、引き続き盲ろう者の状況をしっかり把握し適切な支援が行えるよう、大阪府等と連携し事業を実施してまいります。 また、盲ろう者に適したコミュニケーション手段により、本人が判断・行動できるよう支援することが重要であり、本市が発行している市民向けの案内パンフレットにも障がい福祉関係団体を掲載し、周知に努めているところです。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8081

番号	【グループホーム等に関する要求項目】 1. ①
項目	グループホームの「生活の質」の改善に向けて、国に対して入居定員について改めて指定基準で「最大でも10人まで」「4～5人程度が本来的趣旨」という考え方に戻すよう求めるとともに、大規模効率化により手を抜かれやすい「食事づくりや入浴、外出の支援」など基本的な生活支援について、決しておろそかにされないよう指定基準で厳密に規定するよう強く求めること。
(回答) グループホームは障がいのある方の地域生活を支える重要な社会資源であり、地域での生活を希望される方や住み慣れた地域で暮らし続けたいという方が、必要な支援を受けながら希望する地域生活を送ることができる大切な「住まいの場」として、重要な役割を担っています。 本市においては、設備基準 210 条の解釈通知において「指定共同生活援助事業所の立地については、利用者に対して、家庭的な雰囲気の下、指定共同生活援助を提供するとともに、地域との交流を図ることによる社会との連携を確保する観点から、入居施設や病院の敷地内に立地されるのではなく、住宅地又は住宅地と同程度に家族や地域住民との交流の機会が確保される地域の中に立地されること」とされていることを踏まえ、グループホームは、家庭的な雰囲気のもと、個別支援を重視した必要なサービスを提供するとともに、地域との交流を図りながら、希望する暮らしを送るための住まいの場として、1 住居の定員は原則として 10 名を超えないものとしております。 グループホームでの生活を希望する方が、一人ひとりの実情を踏まえた必要な支援が継続して受けられ、安心して地域で暮らしていくことができるよう、国の動向を注視するとともに、適正な制度設計について国に対して要望してまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245 福祉局 障がい者施策部 運営指導課 電話：06-6241-6520

番号	【グループホーム等に関する要求項目】 1. ②
項目	今年度国で策定が進められているガイドラインでは、グループホームとして当然実施すべき支援と、してはならないこと（募集時の重度者排除、安易な追い出し、門限設定、カメラ設置など）がきちんと示されるように求めること。また、国のガイドラインを補強するために、市での事業者指定時のチェックリストを元に、市独自のガイドラインを策定し、改めてグループホームの本来の役割とあるべき支援、禁止事項、不適切な支援事例を示し、事業者指導・研修を強化すること。
	(回答) グループホームは、地域での生活を希望される方や住み慣れた地域で暮らし続けたいという方が必要な支援を受けながら希望する地域生活を送ることができる「住まいの場」として大切な役割を担っており、不適切な支援の防止や支援の質の向上が極めて重要であると認識しています。またそのためには、グループホームに求められる役割や支援の好事例等について事業者や市民の方へ情報発信することが大切であると考えます。 本市としても、今後国において進められるガイドラインの策定プロセスを注視し、ホームページへの掲載や事業者への運営指導・集団指導等の機会での積極的な活用等について検討します。
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245 福祉局 障がい者施策部 運営指導課 電話：06-6241-6520

番号	【グループホーム等に関する要求項目】 1. ③
項目	来年度からグループホームに義務化される「地域連携推進会議」の開催について、構成員は「利用者、利用者家族、地域住民の代表者は必ず参画することが望ましい」と示されたが、当事者の住まいであることを十分ふまえ、プライバシーや人権を守り、地域のコンフリクトに決してつながらないように十分配慮することや、むしろ当事者の生活の質向上につながる気づきを得るために、グループホームに理解のある者や他法人グループホームとの相互訪問等も進められるよう、国に対して働きかけるとともに、市としてその取り組み方に関する「指針」を作成すること。
	(回答) 令和7年度より義務化される地域連携推進会議については、その構成員として利用者や利用者の家族、地域の関係者等に参画いただき、会議の開催や共同生活住居へ訪問・見学する機会を、それぞれおおむね1年に1回設けることとなっております。 厚生労働省により作成された「地域連携推進会議の手引き」では、地域連携推進会議の目的は、利用者や利用者の家族、地域の関係者等を構成員とした会議や見学の実施を通じて、利用者と地域との関係づくりや、地域の方の利用者やグループホームに対する理解の促進、グループホームにおける支援の透明性や質の確保及び利用者の権利擁護につなげていくこととされています。 また、グループホーム等福祉に知見のある人が構成員として参画する場合には、自法人や系列法人に所属する者は望ましくないとされており、利用者や利用者の家族、地域の関係者等の専門家ではない視点からの気づきや、他の障害福祉サービス事業者等からの専門的な助言等が得られることが期待されます。 一方で、グループホームは障がいのある方が日々生活をする「住まいの場」であり、利用者等のプライバシーには十分配慮する必要があります。 地域連携推進会議における利用者の個人情報の取扱いについては、国の手引きにおいて、利用者や利用者の家族の意向を確認することや、構成員の秘密保持の取扱い等が示されています。 本市としても、地域連携推進会議の適切な実施について、国の手引きをもとに市内のグループホーム事業者に対して周知します。
担当	福祉局 障がい者施策部 運営指導課 電話：06-6241-6527 福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	【グループホーム等に関する要求項目】 1. ④
項目	(株) 恵の虐待問題の背景として、20 人規模の日中支援型が認められたことで、金儲け目的の事業者を招き入れ、障害者が食い物にされてしまった問題を重く受け止め、日中支援型類型の廃止（介護包括型 10 人以内への移行）、新規指定停止を国に求めること。また通過型グループホーム（移行支援住居）も団体からの問題提起により類型化は見送られたものの、グループホームを「訓練施設」化してはならないことから、廃止等の見直しを求めること。 また、市では日中支援型の新規申請に際して引き続き厳しくチェックするとともに、移行支援住居についても新たにチェックリストを作成し、一人暮らしへの移行支援の経験等を厳しくチェックし、安易な開設による問題発生を未然に防ぐこと。
	(回答) 本市においては、グループホームは、家庭的な雰囲気のもと、個別支援を重視した必要なサービスを提供するとともに、地域との交流を図りながら、希望する暮らしを送るための住まいの場であることを踏まえる必要があることから、グループホームの 1 住居の定員は原則として 10 名を超えないものとしております。 日中サービス支援型グループホームについても、新規指定の相談があった際には、事前審査を行い、利用予定者の状況や支援内容について十分に確認することとしており、また指定後も本市自立支援協議会において、定期的に運営状況の報告をさせ、適切な支援が提供されるよう確認することとしております。 また、令和 6 年度障がい福祉サービス等報酬改定では、障害者総合支援法の改正を受け、一人暮らし等を希望する利用者に対して支援を行う住居の形態として、移行支援住居が新設されたところです。 移行支援住居の設置・運営については、指定基準の規定に基づいて当該事業所に置くべきサービス管理責任者とは別に、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有するサービス管理責任者を 1 人以上配置しなければならないこととなっているうえ、一人暮らし等を希望する利用者から移行支援住居の利用相談があった際には、入居前に個別支援会議等を通じて利用希望者本人や関係者の意見を聴き、個別支援計画を作成する必要があるほか、他の障がい福祉サービス事業者や医療機関等との連絡調整、居住支援法人や居住支援協議会等との連携を行うなど、漫然かつ画一的に提供されることがないように、適切に支援が提供されなければならないものとされています。
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245 福祉局 障がい者施策部 運営指導課 電話：06-6241-6520

番号	【グループホーム等に関する要求項目】 1. ⑤
項目	市では、「最大10人まで」とする指定方針を引き続き厳守するとともに、この間市が指定してしまったすり抜け事例～「複数法人に名前を変えた併設・合築」「日中活動や高齢グループホームとの併設・合築」「従たる事業所として他市で大規模物件を指定」については、二度とスルーしないようチェックを徹底し、後任にも確実に引継ぎ、必ず大規模化を防ぎ続けること。
(回答) 本市においては、設備基準 210 条の解釈通知において「指定共同生活援助事業所の立地については、利用者に対して、家庭的な雰囲気の下、指定共同生活援助を提供するとともに、地域との交流を図ることによる社会との連携を確保する観点から、入居施設や病院の敷地内に立地されるのではなく、住宅地又は住宅地と同程度に家族や地域住民との交流の機会が確保される地域の中に立地されること」とされていることを踏まえ、グループホームは、家庭的な雰囲気のもと、個別支援を重視した必要なサービスを提供するとともに、地域との交流を図りながら、希望する暮らしを送るための住まいの場であることを踏まえる必要があることから、グループホームの1住居の定員は原則として10名を超えないものとしております。 また、グループホームは「住まいの場」であることから、たとえば他の日中活動サービスの事業所や高齢者グループホーム等の施設は分離することが望ましいことから、原則として日中活動サービスを提供する事業所や高齢者施設と同一敷地内・同一建物内に設置できないものとしております。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245 福祉局 障がい者施策部 運営指導課 電話：06-6241-6520

番号	【グループホーム等に関する要求項目】 1. ⑥
項目	個人単位のヘルパー併用について、引き続き他都市とも連携し、国に恒久化を強く求めること。併せて、報酬改定で8時間以上利用した日は5%減算される問題について、そもそも1:1の個別支援が必要な人は日中活動・夜間の時間帯を除いても10時間程度必要であることを、国に訴え見直しを求めること。少なくとも土日・休日等の日中部分はグループホーム報酬が保障されていないことから、決して長時間利用減算をしないよう強く求めるとともに、土日等日中対応でのグループホーム報酬を明確に算定するよう要求すること。
	(回答) グループホームにおける居宅介護等の利用については、令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定において、令和9年3月31日まで経過措置が延長された一方で、8時間以上利用した場合には、グループホームの基本報酬が減算されることとなりました。 重度の障がい者がグループホームに居住し地域で安定して暮らすためには、日中、夜間の時間帯を通じて長時間の支援が必要であることから、居宅介護等の利用について恒久的な制度とするよう国に対して要望しているところであり、重度障がいのある方の生活と支援の実態を踏まえた制度、報酬となるよう今後とも引き続き要望してまいります。
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	【グループホーム等に関する要求項目】 １．⑦
項目	国にサテライト型の年限撤廃を求めるとともに、市ではグループホームの支援を継続する必要がある人に対して、今後も打ち切らないようにすることや、むしろ本人状況によっては「年限付きでないサテライト型」の利用を積極的に認め、多様な物件確保や支援形態を進めること。
(回答) グループホームにおけるサテライト型住居については、国において、地域において単身等で生活をしたいという明確な意向のある障がいのある方の利用期間の長期化を回避する観点から、原則として３年の間に一般住宅等へ移行できるよう、計画的な支援を行うものとされています。 また、入居から３年を超える支給決定の更新申請があった場合は、市町村審査会の意見を聴いたうえで、引き続きサテライト型住居を利用することにより一般住宅等への移行が見込まれる場合等については支給決定の更新が可能とされており、必要に応じ各区において更新決定を行っております。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	【グループホーム等に関する要求項目】 1. ⑧
項目	従来の積み残し課題である在宅からの入居支援での地域移行特別加算の適用、入院時支援加算の初日からの算定、日中支援加算の休日の算定を国に要求すること。
(回答) グループホームにおける入院時支援加算の算定については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（以下「基準」といいます。）において、従業者が病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行うとともに、退院後の円滑な生活移行が可能となるよう、病院又は診療所との連絡調整を行った場合に算定いただくものであり、入院の初日及び最終日を除くこととされております。 また、日中支援加算（Ⅰ）の算定については、高齢又は重度の障がい者（65 歳以上又は障がい支援区分 4 以上の方）であって、日中を共同生活住居の外で過ごすことが困難であると認められる利用者に対して、個別支援計画に位置付けた上で、日中に支援を行った場合に算定いただくものですが、基準において、日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日に支援を行った場合については、この加算を算定することができないこととされております。 一方で、日中支援加算（Ⅱ）については、日中活動サービス等を利用することとなっている日に当該サービスを利用することができないとき、サービス等利用計画又は共同生活援助計又は就労している利用者が出勤予定日に出勤できないときに、当該利用者に対し、日中に介護等の支援を行った場合であって、当該支援を行った日数の合計が 1 月につき 2 日を超える場合、3 日目以降について算定できることとなっていたところ、令和 6 年度障がい福祉サービス等報酬改定において、初日から算定可能となるなど、一定の見直しが図られたところです。 今後とも、支援の実態を踏まえた制度、報酬となるよう、引き続き国に対して要望してまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	【グループホーム等に関する要求項目】 2. ①
項目	・ この間のマンションからのグループホームの追い出し裁判では、管理組合から「消防法令上グループホームは厳しく規制すべき『施設』であり、管理規約にも違反し、住民に負担を及ぼす」との理由で退居が求められてきた。裁判は7月に和解が成立し解決したが丸6年もかかり、今後二度とこのような問題が発生しないよう、消防庁に対してグループホームの実態を伝え、今後も追い出し・入居拒否の理由として悪用されかねない以下の消防法令課題の見直しを求めること。 ・ グループホームを「福祉施設、住戸利用施設」ではなく「住宅」として明確に位置づけ直すこと。 ・ 共同住宅にグループホームが1件でも入居すれば、厳しく規制される特定防火対象物（16項イ）に位置づけられることを見直すこと。 ・ 6項ログループホームでのスプリンクラー設置に関する「大阪市の免除特例」の全国的な適用、ならびに大阪市ではスプリンクラー免除特例を恒久的に継続すること。 ・ 少人数グループホームでは、1人の入居者の支援区分や入退居等の変動で6項ハ⇒6項ロに簡単になってしまうため、改めて小規模ホームについては6項ハとして位置付け直すこと。 ・ 6項ハ⇒6項ロに変わった場合、消防立入検査から2週間以内に消防設備設置ができなければ、違反物件として物件名が公表される公表制度の対象から除外すること。
	（回答） 要求項目の内容については、国（消防庁）にも伝わっていることと存じます。 なお、障がい者グループホームは、現行の消防法令に基づく用途区分の判定上、「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に規定する共同生活援助を行う施設」として消防法施行令別表第一中、（6）項ロ又はハ（社会福祉施設等）に位置付けられているものですが、福祉局への届出の有無や名称のみで判断することではなく、営業形態、サービスの内容及びサービス受給者の要介護等の程度の要件を総合的に判断して用途を判定しております。 また、現在、運用しているスプリンクラー設備の特例基準を変更する予定はありません。 大阪市においては、営業開始前に、施設関係者等と事前協議することで、特例基準の適用などにより消防法令に適合した状況で営業できるよう調整を図っており、公表に該当する違反とならないように進めているところです。
担当	消防局 予防部 予防課 予防担当 電話：06-4393-6322 消防局 予防部 予防課 違反是正担当 電話：06-4393-6372 消防局 予防部 規制課 設備担当 電話：06-4393-6384

番号	【グループホーム等に関する要求項目】 2. ②
項目	市では、今後マンション等にグループホームが入居する際、住民トラブルが発生しないよう、「消防と障害福祉の相互チェックの仕組み・フロー」を確実に履行するために、この裁判の和解文書にもあるように、事業所指定の前段階で、消防署から「共同住宅特例に違反せず消防法令上も不備がないこと」を確認できる書面を交付し、その書面を障害福祉で確認してから事業所指定する仕組みを確立しておくこと。 また今後、グループホームに関する正しい認識を広め、差別を未然に防止するために、障害福祉・消防・住宅部局で連携して「グループホーム啓発パンフ」を作成し、消防法令や住宅法令（区分所有法等）上も「住宅」として問題ないことを示し、市住宅部局、住宅関係機関、関連業者（管理会社、保証業者、宅建業者等）や地域住民に対して幅広く啓発を進めること。
(回答) 前段について、まず市民の行政手続き事務の簡略化等を目的として、令和5年4月1日以降、防火対象物使用開始届出書（以下「届出書」という。）の届出手続きに行政オンラインシステムが導入されており、届出書は2部提出から1部提出へ変更となりました。その改正に伴い、「消防と障害福祉の相互チェックの仕組み・フロー」に基づく事務の一部（⑧～⑭）については変更が必要となっている状況です。 そこで、今後の本市における事業所指定に係る部局間の連携として、事業所指定申請のあった事業所に係る消防局の立入検査結果について、福祉局から消防局に対して定期的に照会し、回答する仕組みを確立しようと検討しております。 後段については、2. ①で回答しましたとおり、消防局では、福祉局への届出の有無や名称のみで社会福祉施設等の用途として判断することではなく、営業形態、サービス内容及びサービス受給者の要介護等の程度の要件等を総合的に判断して用途を判定しており、その結果、社会福祉施設等に位置付けられるものについては、必要に応じて、別添「グループホームなど小規模社会福祉施設の防火安全対策」を活用するなど、火災予防等の啓発に努めております。 併せて、福祉局では、グループホームについての市民の理解促進を目的に、大阪市のホームページで、「障がい者グループホームのことを知ってください」を掲載し、グループホームで生活する障がいのある方や、近隣住民の方のメッセージを紹介するなど啓発活動を行っております。 今後とも、グループホーム等に対する差別を発生・拡大させないよう、関係機関と連携し周知・啓発に努めてまいります。	

担当	消防局	予防部	予防課	電話：06-4393-6354
	福祉局	障がい者施策部	運営指導課	電話：06-6241-6520
	福祉局	障がい者施策部	障がい支援課	電話：06-6208-8245

番号	【グループホーム等に関する要求項目】 2. ②
項目	市では、今後マンション等にグループホームが入居する際、住民トラブルが発生しないよう、「消防と障がい福祉の相互チェックの仕組み・フロー」を確実に履行するために、この裁判の和解文書にもあるように、事業所指定の前段階で、消防署から「共同住宅特例に違反せず消防法令上も不備がないこと」を確認できる書面を交付し、その書面を障害福祉で確認してから事業所指定する仕組みを確立しておくこと。 <u>また今後、グループホームに関する正しい認識を広め、差別を未然に防止するために、障がい福祉・消防・住宅部局で連携して「グループホーム啓発パンフ」を作成し、消防法令や住宅法令（区分所有法等）上も「住宅」として問題ないことを示し、市住宅部局、住宅関係機関、関連業者（管理会社、保証業者、宅建業者等）や地域住民に対して幅広く啓発を進めること。</u>
	（回答） 大阪市内ではグループホームの設置が進んできていますが、グループホームに対する理解は依然として十分であるとは言えず、より一層の啓発が必要と考えています。 そこで、グループホームについての市民の理解促進を目的に、大阪市のホームページで、「障がい者グループホームのことを知ってください」を掲載し、グループホームで生活する障がいのある方や、近隣住民の方のメッセージを紹介するなど啓発活動を行っております。 また、住宅入居に係る差別については、府市の住宅部局と連携してチラシを作成し、関係先に配布する等周知に努めています。 今後とも、グループホーム等に対する差別を発生・拡大させないよう、関係機関と連携し周知・啓発に努めてまいります。 （下線部について回答）
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208- 福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245 福祉局 障がい者施策部 運営指導課 電話：06-6241-6520

番号	【グループホーム等に関する要求項目】 2. ③
項目	市グループホーム整備費補助について、一昨年より区分5・6の障害者を受け入れるホームへの改造費補助に限定されたが、入居者の重度化・高齢化への対応や精神科病院からの地域移行の促進に向けて、対象者の拡大、敷金・備品費補助等の復活を改めて検討すること。
(回答) グループホームは障がいのある人の地域での自立生活や施設・病院からの地域移行を図るために必要な「住まい」の場として、大阪市では国制度に加え、本市独自の補助制度により整備を促進しています。 平成30年度からは、整備補助の拡充（対象法人や対象住居の範囲拡大・スプリンクラー設備の設置に係る工事費補助等）を行い、大阪市障がい福祉計画等に基づき、新規設置の一層の促進に取り組んできました。その結果、大阪市障がい福祉計画等で示している必要定員数は充足していると考えております。 よって、令和4年度からは、区分5・6の障がい者を新たに受け入れるグループホームを対象に補助を実施しているところです。 本市としましては、住まいの場として重要な役割を担うグループホームの確保に向けて、整備助成事業を国に対して制度の見直し等を要望し、整備促進に努めてまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-7986

番号	【グループホーム等に関する要求項目】 2. ④
項目	<u>市営住宅の建替えに際しグループホームが新築物件から排除されることのないよう、引き続き「目的外使用」の見直しを国に要望するとともに、個別事例において適切な対応を図ること。</u> またグループホーム利用の促進に向け「隣接住戸2戸1化改修」等の方策を検討すること。
(回答) 行政財産の目的外使用であるグループホームにつきましては、公営住宅法上、再入居が保障されていませんが、本市としましては、目的外使用の取り扱いの見直しについて、今後も都市整備局と福祉局が連携して国に要望するとともに、市営住宅の建て替えを行う際には、事業者の希望と提供可能な空き住戸との適合化を図ります。 (下線部について回答)	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245 都市整備局 住宅部 管理課 管理グループ 電話：06-6208-9272 都市整備局 住宅部 建設課 建替改善グループ 電話：06-6208-9251

番号	【地域移行・地域生活に関する要求項目】 1. ①
項目	今後、重度障害者の地域移行支援が重要となることから、重度者の地域移行支援報酬を新たに設定することや、体験中の重度訪問介護・行動援護の併用を可能とするよう強く求めること。
(回答) 障がい者支援施設等から地域生活への移行を推進するため、地域移行支援は重要かつ有効なサービスであると認識しており、国に対し、重度の障がいのある人も含め適切な支援が提供できる十分な報酬体系となるよう、また、地域移行支援を利用しての外出・外泊時に他の必要なサービスが利用できるなど使いやすい制度となるよう国に求めてきたところであり、引き続き要望してまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-7999

番号	【地域移行・地域生活に関する要求項目】 1. ②
項目	施設や精神科病院からの地域移行支援での「月 2 日以上の利用者対面支援」要件の緩和、地域移行支援契約前の「前段階支援」の制度化、コーディネーターの報酬明確化、体験加算 15 日制限の撤廃と増額、施設・病院への交通費保障、各地域移行特別加算の拡充を求めていること。
(回答) 地域移行支援給付費については、基本報酬のほか、各種加算が設けられているところですが、障がい福祉サービスの体験利用や体験宿泊の加算対象が上限 15 日とされているなど、支援を進めるうえで十分とは言えない状況であるため、国に対し、交通費の報酬上の評価や、いわゆる前段階支援の制度化も含め、各事業所において適切な支援が提供できる報酬体系となるよう、引き続き要望してまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-7999

番号	【地域移行・地域生活に関する要求項目】 2. ①
項目	長期入所状態の解消に向け、府と同様に施設を「通過型・循環型」に転換していくために、「施設のあり方」検討を進めるとともに、国の施設のあり方でも同様に見直すよう求めること。
(回答) 障がいのある人が適切な支援がないことにより、本人の意に反して長期にわたり福祉施設等での入所生活を余儀なくされることは「人権侵害」であるとの認識に立ち、本人の意向を十分に尊重しながら、安心して地域での自立生活に移行できるよう取組を推進していく必要があると考えています。 令和5年3月に、大阪府障がい者自立支援協議会において示された「障がい者支援施設に求められる機能」である集中支援機能、生活支援機能、緊急時生活支援機能については、それぞれ重要なものであると考えています。 本市において、障がい者支援施設の機能の検討にあたっては、施設との十分な連携の下、これまで蓄積してきた施設のノウハウや専門性を踏まえて進めることが重要であると考えております。 今後、市内の各施設の実態を把握しながら、施設が果たす役割や求められる機能等について、検討してまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245 福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-7999

番号	【地域移行・地域生活に関する要求項目】 2. ②
項目	地域移行の推進に向け、市と基幹センターの施設訪問を再開し、市「施設入所者地域生活移行促進事業」（体験外出）の活用を促し、希望者を掘り起こしながら体験取組を進めること。 入所者の地域移行の意向確認に向けて、外部の相談支援が入り、セルフプランの解消を進め、意思決定支援やピアサポートに関わる仕組みを作ること。
（回答） 地域移行の促進に向け、令和4年度から、施設からの計画的な外出支援を通じて地域生活の体験の機会を提供する施設入所者地域生活移行促進事業を実施しており、本市職員等が障がい者支援施設を訪問して同事業の周知を図るとともに、利用希望者の照会や事業者との調整など、同事業の利用促進を図っているところです。引き続き、有識者等の意見を伺いながら、地域移行を推進するための有効な方策について検討を進めてまいります。 また、施設入所者の計画相談支援の利用については、障がい者支援施設と連携して本人への情報提供に努め、本人の意向を踏まえつつ、その利用が促進されるよう働きかけます。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-7999

番号	【地域移行・地域生活に関する要求項目】 2. ③
項目	障害児施設の地域移行で、相談支援の関わりもなく移行先で虐待されたり、体験時に措置停止されず地域移行支援や体験費が算定できない事例が出ていることから、相談支援が早くから関わり、体験の都度、措置停止を徹底することなど、児童部局・児施設と認識を共有すること。
(回答) 障がい児入所施設に措置入所している児童の成人後の地域移行に際し、入所施設・学校・こども相談センター・区保健福祉センター等が連携・協議し調整を行っています。 退所後に障がい福祉サービスの利用が見込まれる場合には、こども相談センターが中心となり、各区保健福祉センターや相談支援事業所等と連携しながら地域移行にかかる支援を行っています。 その過程において、施設入所中にグループホームの体験利用等が必要な場合、円滑にサービス利用ができるよう適宜区保健福祉センター等での利用申請手続きの支援および措置停止等の手続きを行っています。 今後も関係部局・関係機関と連携を密に行い、入所児童の円滑な地域移行への理解と支援が円滑に行われるよう取り組んでまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8015 こども青少年局 中央こども相談センター 電話：06-4301-3100

番号	【地域移行・地域生活に関する要求項目】 2. ④
項目	各区の施設入所待機者数を明らかにし、府の地域生活促進アセスメント事業のように「待機者」にアプローチする仕組みを作り、待機状態の地域での解消を進めること。
(回答) 本市における施設入所待機者については、令和6年8月に大阪府が行った府内市町村の実態調査に合わせて、各区における待機者数についても調査を行ったところです。 また、市内の各障がい者支援施設を順次訪問し、支援や待機者の実態についてヒアリング等を行っているところです。 今後、これらの取組みを踏まえ、待機者の状況を分析するとともに、大阪府とも連携して、施設入所待機者の解消に向け取り組んでまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	【地域移行・地域生活に関する要求項目】 3. ①
項目	地域生活移行推進事業から地域移行支援に空白なく切り替えられるよう対応を検討するとともに、同推進事業の期間を6か月と限定せず、個々の事情を考慮して柔軟に延長すること。 また精神科病院に対し推進事業の意義や有効性を更に浸透させ、事業への協力を求めること。
(回答) 新型コロナウイルスの影響が軽減した令和5年度の地域生活移行推進事業（以下推進事業）の新規利用者8名は、全数地域移行支援につながり、信頼関係の構築と本人に寄り添う支援が委託事業者によって実施されています。 地域移行支援のサービス利用にあたっては自立支援給付の申請が必要で、認定調査などのプロセスを経ることから支給決定までに一定の期間がかかっているため、支援を切れ目なく継続できるよう、令和2年4月から本市の精神保健福祉相談員が作成する概況調査票及び認定調査票を勘案して迅速に給付決定できるよう事務を一部変更し対応しており、これまで4人の認定調査を実施しました。 事業開始以降、推進事業の契約期間は180日間としていますが、令和3年度に訪問支援回数を、契約期間内12回から18回、そのうちのピアサポーターの訪問支援を6回から12回に拡充してきました。 契約期間に限りはありますが、地域移行支援と同様、一定の期間の中で目標を立てた上で効果的に支援を行うことが望まれることから、訪問支援回数やピアサポーターによる訪問支援を最大限に活用しながら推進事業を継続してまいります。 精神科病院への地域生活移行推進事業の周知については、福祉局生活福祉部保護課や大阪府と連携し、病院訪問時に事業説明を行うことや、病院職員研修を実施し、さらにピアサポーターと協働で病院職員との交流会を開催する等、新規利用の促進と円滑な事業運営に向けて今後も継続して取り組みます。	
担当	健康局 健康推進部 こころの健康センター 電話：06-6922-8520

番号	【地域移行・地域生活に関する要求項目】 3. ②
項目	精神科病院での相次ぐ虐待事件を重く受け止め、虐待が疑われる場合は予告なしの 実地指導を行うとともに、改正法に基づき、虐待を受けた本人や家族、関係者からも 通報できることを積極的に周知するなど、虐待の未然防止、早期発見・再発防止に努 めること。
(回答) 今般の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」）の改正により精神科病 院における業務従事者による障がい者虐待を発見した者の都道府県への通報義務等に関 する規定が創設されたことに伴い、虐待通報の窓口につきましては令和6年4月1日より 通報専用電話とメールでの受付窓口を大阪市こころの健康センター内に設置し、通報を受 け付けております。 法及び厚生労働省の「精神科病院における虐待防止対策に係る事務取扱要領」に基づき、 大阪市こころの健康センターにて通報等を受付、通報者への聞き取りによる状況把握を実 施した結果、虐待が疑わしい場合は、予告なしの実地指導含め、精神科病院への立ち入り 検査等による事実確認を行った上で、必要に応じて外部の専門家を構成員として招集した 虐待対応ケース会議を開催し、対応方針を決定します。虐待の事実を認定した場合は、精 神科病院に改善命令等を実施いたします。 虐待通報の周知につきましては、入院者及び業務従事者等に確実に情報が行き届くよ う、精神科病院での啓発物の掲示や周知文書の配布等を行っておりますが、今後も引き続 き虐待の未然防止、早期発見・再発防止に向け、精神科病院に周知を図ってまいります。	
担当	健康局 健康推進部 こころの健康センター 電話：06-6922-8520

番号	【地域移行・地域生活に関する要求項目】 3. ②
項目	精神科病院での相次ぐ虐待事件を重く受け止め、虐待が疑われる場合は予告なしの 実地指導を行うとともに、改正法に基づき、虐待を受けた本人や家族、関係者からも 通報できることを積極的に周知するなど、虐待の未然防止、早期発見・再発防止に努 めること。
(回答) 本市では、精神医療に関する制度の適正な運用を確保し、もって患者の人権擁護に資す ることを目的として、「精神科病院に対する指導監督等の徹底について（各都道府県知事・ 各指定都市市長あて厚生省大臣官房障害保健福祉部長・厚生省健康政策局長・厚生省医薬 安全局長・厚生省社会・援護局長通知）」に基づき、精神科病院への実地指導を行って おり、入院中の者に対する虐待が強く疑われる緊急性が高い場合等については予告期間なし に実施することとしております。 また、今般の「精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律」の改正により、虐待を発 見した者から都道府県等への通報が義務化されたところでありますが、本市として、精神 科病院に対して院内での啓発物の掲示や周知文書の配布等を求めるなど、積極的な制度周 知等に努めているところであります。 精神障がい者の人権に配慮しつつ、適切な医療が行われることは非常に重要であること から、今後も引き続き、精神科病院における患者への虐待の未然防止、早期発見・再発防 止に取り組んでまいります。	
担当	健康局 健康推進部 こころの健康センター 電話：06-6922-8520

番号	【地域移行・地域生活に関する要求項目】 3. ③
項目	今年度、府・堺市と実施する入院者訪問支援事業について、委託額 118 万円は余りに低すぎ、専門職を配置して生活相談や権利擁護に取り組んでいけるよう、十分な予算を確保すること。
(回答) 入院者訪問支援事業は、市町村長の同意による医療保護入院となった患者等からの希望により、大阪市・大阪府・堺市（以下、「大阪市等」という）が共同で行う研修を修了し大阪市等が選任した支援員が、医療機関を訪問し、入院者の話を誠実かつ熱心に聴くとともに、入院中の処遇や生活に関する相談に応じるものです。 令和 6 年度については、事業開始に向け関係団体と話し合いを重ねているところであり、次年度以降についても、円滑な事業運営に向け必要な予算の確保に努めてまいります。 また、大阪市等の共同で、より良好な療養環境の提供、維持・発展に寄与するため、精神科医療機関療養環境検討協議会を設置しており、これらの活動とも連携し、円滑な運用に向けた取組みを実施してまいります。	
担当	健康局 健康推進部 こころの健康センター 電話：06-6922-8520

番号	【地域移行・地域生活に関する要求項目】 3. ④
項目	精神障害の支援区分が低く認定される傾向があることを踏まえ、区分の引き下がりによるサービス低下や利用停止を引き起こさないよう、認定調査員や審査会、区に注意喚起を徹底すること。
(回答) 本市では、審査会は、医師、社会福祉士、理学療法士、障がい者支援施設や相談支援事業の従事者など、障がい者支援に関する様々な領域での学識経験を有する者で構成しています。 審査会委員は、身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病等の各分野の均衡に配慮して構成することとされており、本市は特に精神障がいの方の申請の割合が高い特徴があることから、各区の合議体に精神科医または精神保健福祉士等の委員を配置することとして、個々の状況を踏まえ、審査を実施しているとともに、年に1度、審査会連絡会を開催する等により、合議体間の審査判定の平準化を図る取組も行っています。 障がい支援区分認定調査については、令和4年度まで全市域を1法人に委託していましたが、申請件数が年々増加していることから、令和5年度より複数の指定事務受託法人に調査業務を委託して調査体制の充実を図っているところです。 委託先が複数となったことで、法人により調査基準等にばらつきが出ないように、調査員マニュアル等国基準の周知徹底を図るとともに、本市において「概況調査及び認定調査票作成の手引き」を作成し、配付しています。 手引きでは、調査項目について「支援不要」以外を選択する場合には、支援の詳細な状況や頻度を特記事項に記載するとともに、今回の調査が支援要から支援不要に変更になる等、前回結果と異なる場合には、より詳細に聞き取りを行い、支援を必要とする状況について前回との違いを特記事項に記載するよう求めているところですが、今回の要望を受けまして、改めて指定事務受託法人に手引きの内容を周知いたします。 今後とも、調査員への研修を含め、引き続き関係機関と連携しながら、公正かつ適正に審査を実施し、必要なサービスが適切に利用できるように努めてまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課認定グループ 電話：06-4392-1730

番号	【地域移行・地域生活に関する要求項目】 4. ①
項目	今年度の報酬改定では基本報酬は増えたが、機能強化型報酬を取得できない相談員一人事業所はまだ多く、加算申請も複雑になっていることから、国に対して引き続き基本報酬の増額と合わせ、わかりやすい報酬体系を構築するよう強く求めること。 市として相談支援基盤の拡充に向け、特に一人事業所の支援策として、拠点機能を担う複数事業者の協働による機能強化型報酬取得の 패턴の例示や、モニタリングの頻度の拡大可能な例など、わかりやすくまとめた啓発資料を作成し、各区・事業所への周知・研修を進めること。
(回答) 計画相談支援について、令和6年度の報酬改定においては基本報酬の増額や各種加算の見直し等が行われたところです。 しかしながら、本市においては、相談支援専門員1名配置の事業所が全体の半数を占め、機能強化型基本報酬の算定が難しいことなどから、相談支援単独での事業所運営が厳しい状況にあることや、計画相談の提供体制が大幅に不足している状態が継続していることから、国に対して、各事業所が安定的に運営できる報酬体系とするよう引き続き要望してまいります。また、相談支援事業所が適切に報酬を取得できるよう、適時適切な情報提供に努めます。 モニタリング頻度の決定に当たっては、個別状況を踏まえた適切なものとなるよう、引き続き各区保健福祉センター、計画相談支援事業所等に周知してまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-7999

番号	【地域移行・地域生活に関する要求項目】 4. ②
項目	セルフプラン利用者、特にライフステージが変わる 18 才、65 才前に相談支援利用の勧奨文を発出し、支援の空白を生じることなく事業所やケアマネと円滑に連携できる仕組みを作ること。
(回答) セルフプランによりサービスを利用している方々について、65 歳到達や 18 歳到達などライフステージが大きく変化する場面では、障がい福祉サービス等の利用についても変化が想定されることから、利用者に不安や無用の混乱が生じないように、指定相談支援の利用も含め、適切な情報提供に努めるとともに、関係機関との連携が円滑に進むよう検討してまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-7999 福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	【地域移行・地域生活に関する要求項目】 5. ①
項目	緊急ケース対応や地域移行の推進に向け拠点機能を強化していくために、新設された拠点機能強化加算を活用し、基幹センターとは別に拠点コーディネーターを配置することを検討すること。
(回答) 地域生活支援拠点等については、障がいのある人の重度化・高齢化や、親なき後を見据え、緊急時の支援や地域移行の促進などにより、地域で安心して暮らし続けることを支援するものとして、面的整備を推進しています。このため、本市の施策・事業によるほか、拠点等の機能を担う指定障がい福祉サービス事業所等を登録する制度を構築しており、事業所の増加による地域における拠点等の機能の強化に努めてまいります。 拠点コーディネーターについて、本市においては、その機能を各区障がい者基幹相談支援センターにおいて担うこととしており、各センターと連携してその機能を十分に発揮できるよう努めてまいります。なお、別途、コーディネーターを配置することについては、地域生活支援拠点等機能強化加算の対象者が当該業務に専従する常勤職員であることが求められており、具体的な業務内容や適切な人材の確保の可能性について今後研究してまいりたいと考えております。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-7999

番号	【地域移行・地域生活に関する要求項目】 5. ②
項目	8050 世帯での親の死亡・入所・入院による緊急ケースが増えており、対応力を高めるために、「つながる場」の活性化に向け、区協議会での法定会議化や実事例研修を進めるとともに、区、基幹、事業所が直ちに連携できるよう、改めて緊急時支援事業等の仕組みを啓発・研修すること。
(回答) 令和 6 年 4 月 1 日付けで改正障害者総合支援法が施行されたことにより、地域自立支援協議会が法定会議化され、適切な支援に関する情報や個別事例の情報共有並びに参加者への守秘義務が規定されました。各区地域自立支援協議会において、個別事例の検討や、そこから抽出される地域課題の検討が円滑に実施され、緊急ケースへの対応力の向上につながるよう努めてまいります。 また、8050 問題など、緊急の対応を要する事案の顕在化に伴い、令和元年度から「障がい者夜間・休日等緊急時支援事業」を、令和 2 年度から「障がい者緊急一時保護事業」を実施しているところです。区役所が閉庁している時間帯や特例介護給付等の法定給付の利用を検討するも対応ができない場合等において、緊急時の受入れ・対応が可能となっておりますので、今後とも、各区役所や関係機関等に分かりやすい周知を行い、連携強化に努めてまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話： 06-6208-7999

番号	【地域移行・地域生活に関する要求項目】 5. ③
項目	触法ケースへの対応について、矯正施設等から当事者のアセスメント情報を提供する仕組みを作るとともに、各区と基幹の役割分担を明確化し、連携に関する研修を実施していくこと。
(回答) 触法障がい者が地域で安心して暮らすためには、適切な支援につながる事が重要であると考えており、必要な情報が適切に提供されるよう、地域生活定着支援センター等と連携しながら支援の状況を注視してまいります。 また、国の地域生活定着支援センターとの連携強化事業も踏まえ、触法障がい者への支援が円滑に行われるよう、各区障がい者基幹相談支援センターと大阪府地域生活定着支援センターとの連携の枠組みを整理するとともに、研修の実施、矯正施設の見学などを実施したところであり、引き続き、連携強化の取組を進めてまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-7999

番号	【地域移行・地域生活に関する要求項目】 5. ④
項目	重度障害・強度行動障害のグループホームや介護事業所等の受け皿が不足していることから、重度者受入れ対応の研修やスーパーバイザー派遣の強化により、受け皿を急ぎ拡充すること。
(回答) 地域移行を進めるうえで、グループホームは障がい者の地域生活を支える重要な社会資源であり、強度行動障がいのある方など重度の障がい者に対する支援を十分に行えるよう、サービス提供基盤の充実を図ることは重要な課題であると認識しております。 とりわけ、強度行動障がいのある方については、受け皿となるグループホームに対して、移行時の調整にかかる人員確保のための経費や、個々の障がい特性に対応するための宅改造に係る改造費補助を設け、グループホームにおいて強度行動障がいのある方を受け入れやすい環境を整備しているところです。 また、グループホームの職員の支援技術の向上を図ることも重要であることから、グループホームが担う役割や、医療的ケア、強度行動障がい等の障がい特性等に応じた支援技術向上等に関する各種研修会等について周知してまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245 福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-7999

番号	【地域移行・地域生活に関する要求項目】 6.
項目	防災対策について、近年の猛烈な豪雨・台風や南海トラフ地震に備え、<u>垂直避難場所として学校校舎の他ホテル、公的施設、物販店等を幅広く確保し、時間的余裕をもって事前開放することや、校舎等では実際に利用できるか現地検証を進め必要な設備・備品を整えておくこと。</u>防災と福祉が連携した対策検討会議を設置し、福祉事業所が連携した個別避難計画の作成や、発災時の福祉事業所の連携の仕組みを検討し、<u>地域防災訓練への障害者参画を進めるなど、福祉連携を強化すること。</u>
	(回答) 本市では、市民の皆さまの安全を守るために、津波浸水や河川氾濫による浸水のおそれのある 22 区を対象に、水害から一時的又は緊急に避難・退避できる堅固な高層建物等の人工物である津波避難ビル・水害時避難ビルの確保を進めています。 確保している津波避難ビル・水害時避難ビルには、24 時間避難できる施設もあります。 個別避難計画の作成を含む、避難行動要支援者支援の取組みについては、引き続き福祉部門を所管する部署および区役所と連携しながら、作成を進めてまいります。 (下線部について回答)
担当	危機管理室 危機管理課 電話： 06-6208-7384 危機管理室 危機管理課 電話： 06-6208-7380

番号	【地域移行・地域生活に関する要求項目】 6.
項目	防災対策について、近年の猛烈な豪雨・台風や南海トラフ地震に備え、垂直避場所として学校校舎の他ホテル、公的施設、物販店等を幅広く確保し、時間的余裕をもって事前開放することや、校舎等では実際に利用できるか現地検証を進め必要な設備・備品を整えておくこと。防災と福祉が連携した対策検討会議を設置し、<u>福祉事業所が連携した個別避難計画の作成</u>や、発災時の福祉事業所の連携の仕組みを検討し、地域防災訓練への障害者参画を進めるなど、福祉連携を強化すること。
(回答) 本市では、内閣府の取組指針を踏まえ、各区がそれぞれの地域の実情に応じて避難行動要支援者名簿から優先度の高い対象者を抽出し各機関と連携しながら個別避難計画の作成を進めています。 個別避難計画の作成を進めるにあたっては、福祉専門職の参画を得る事も重要であることから、区役所や地域が福祉専門職をはじめとする福祉事業所等と連携出来るよう、福祉事業者に対し、個別避難計画の必要性の周知や、作成に向けた協力依頼について取り組んでいます。 (下線部について回答)	
担当	福祉局 生活福祉部 地域福祉課 電話：06-6208-7970

番号	【地域移行・地域生活に関する要求項目】 7. ①
項目	生活介護に1時間刻みの報酬体系が導入されたことは、短時間利用にならざるを得ない精神・盲ろう・重度障害等の事業所の廃止、基盤の破壊につながる大問題と捉え、国に対して制度見直しを強く訴えていくとともに、市では障害特性に係る配慮規定の柔軟な適用を継続すること。
(回答) 令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定において、生活介護における基本報酬区分が見直され、サービス提供時間ごとの基本報酬が設定されましたが、個別支援計画に定めた標準的な支援時間で算定することを基本とすることなど一定の配慮が設けられております。 障がい特性に起因するやむを得ない理由により、利用時間が短時間（サービス提供時間が6時間未満）にならざるを得ない利用者については配慮規定が設けられており、本市では国の通知に基づき柔軟な適用を行っております。 本市としましては、国の動向を注視しつつ、短時間しか利用できない障がい者が、利用を敬遠されないようにサービス提供の確保ができるよう、また事業者の支援が適切に評価されるような報酬単価の設定がなされるよう、国に対し要望してまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	【地域移行・地域生活に関する要求項目】 7. ②
項目	就労支援B型の一律評価報酬体系で短時間利用減算が導入されたが、更に1時間刻みの報酬体系が導入されるなど、制度の後退や利用制限につながらないよう、国に対し訴えていくこと。
(回答) 就労継続支援B型につきましては、令和3年度障がい福祉サービス等報酬改定において、多様な就労支援ニーズに対応するため、これまでの「平均工賃月額」に応じて評価する報酬体系に加え、「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系が新たに設けられました。この報酬体系については事業所ごとに選択することとされています。 令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定において、一律評価報酬体系を選択した事業所においては、短時間利用減算が新設されましたが、重度の身体障がいや精神障がい等、障がい特性等に起因するやむを得ない理由により4時間未満の利用になってしまう利用者については、やむを得ない理由についてサービス等利用計画等に位置付けられていることを前提に、利用時間が4時間未満の利用者の割合の算定から除いて差し支えないとされており、短時間利用減算の算定除外該当者については、受給者証へ記載しております。 本市としましては、国の動向を注視し、制度の後退や利用制限につながらないよう、国に対し要望してまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	【権利の実現に関する要求項目】 1. ①
項目	今年度の差別解消改正法施行による「事業者の合理的配慮の義務化」を受け、差別の未然防止、適切な合理的配慮の提供に向け、差別事例が複数発生している業種に対して、引き続き「どんな場面で、どんな差別が発生しやすく、どう合理的配慮を提供すべきか」を具体的に示す媒体を作成し、より一層啓発を進めること。金融機関での自署強要や保育所・幼稚園の受入れ拒否等の問題に関してはチラシ等を作成・配布したが、差別の未然防止に向け継続して啓発を進めること。
	(回答) 令和6年4月1日に改正障害者差別解消法が施行され、民間事業者による合理的配慮の提供が義務化されており、事業者に対する周知・啓発は重要な取組であると考えています。 事業者への周知・啓発については、障がい者を理由とする差別に関する相談事例を障がい者差別解消支援地域協議部会で報告し、委員の皆様からご意見をいただきながら、より効果的な取組となるように進めているところです。 特定の事業分野に対する重点的な取組は、その事業分野に従事する者が、より自分事として理解をするために、効果的な取組であると考えており、これまでに作成した啓発媒体については、関係機関に配布するとともに、ホームページに掲載し、広く周知・啓発を行っています。 今後も引き続き、障がい者差別解消に向けて、事業者への周知・啓発に取り組んでまいります。
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8075

番号	【権利の実現に関する要求項目】 1. ②
項目	養護者虐待について各区で認定されなかったケースを分析し、区で対応のばらつきが出ないよう、養護者の定義を明確にするとともに、「特徴的な事例と対応のあり方」に関する通知や研修資料を作成し、研修強化により更にスキルアップを図ること。たとえ虐待認定に至らなくとも、区は決して手を離すことなく問題解消まで関わり続け、必要に応じ市区の虐待対応担当と障害福祉が連携して対応するとともに、各障害で受け入れ可能な分離保護の場を更に増やすこと。
(回答) 障がい者虐待への対応につきましては、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき対応することとなっていますが、同法による養護者の定義については、「障害者を現に養護する者であって障害者福祉施設従事者等及び使用者以外のものをいう」に留まるため、各個別事案によって検討せざるを得ないものと考えます。同法の趣旨・目的は、障がい者の権利利益の擁護に資することであることから、障がい者虐待対応については養護者・被養護者の関係だけに目を向けるのではなく、障がい者の権利が侵害されているかという点にも着目し対応するよう、引き続き、研修時だけではなく各区保健福祉センターへの訪問等の機会も利用しながら周知していきます。 次に、障がい者虐待の事実なしとした事案への関わりについてですが、障がい者支援の観点から支援の必要性や見直しが必要な事案については、障がい者虐待の事実の有無に関わらず、適切に対応できるよう努めており、令和5年度においては、障がい者虐待の事実なしとした半数以上の事案において何らかの支援を行っています。今後も、各関係機関と連携しながら、適切に対応できるよう努めてまいります。 最後に、虐待を受けた障がい者の保護・分離につきましては、各区において、施設入所等の対応を行うこととなっていますが、保護先が見つからない場合等の緊急的な状況に対応するため、本市では、一時保護による受け入れ先を確保しています。緊急時に対応できるよう、引き続き受け入れ先の確保に努めてまいります。	
担当	福祉局 生活福祉部 地域福祉課（相談支援グループ） 電話：06-6208-7974

番号	【権利の実現に関する要求項目】 2. ①
項目	民間賃貸住宅での障害者の入居拒否や、グループホームに対する入居拒否・追出し等の差別が相次いでいることから、住宅部局と差別解消担当が連携し、家主・宅建業者・家賃債務保証業者・管理会社等に対して、「この間発生している問題事例、適切な合理的配慮の事例」を具体的に示す媒体を作成し啓発・研修を進め、差別事案に対しては府と連携し毅然とした対応を行うこと。 また家主や業者に対して、障害者の入居で不安や困りごとがあれば、障害福祉や相談支援に相談するよう伝えるなど、差別の未然防止に向けた取組を推進すること。
(回答) 正当な理由なく、障がい者を理由に入居を断ることは、不当な差別的取扱いであり、このような差別が起こらないよう、関係機関が連携して取り組むことは重要であると考えます。 本市では、府市の住宅部局と連携して、住宅入居に係る差別解消チラシを作成し、関係先に配布する等啓発に努めています。また、チラシには心配ごとや困りごとがあった際の相談先についても記載しており、差別の未然防止に向けて取り組んでいるところです。 今後も、府の障がい者差別解消担当や府市の住宅部局と連携し、周知・啓発を行ってまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8075

番号	【権利の実現に関する要求項目】 2. ②
項目	入居差別の背景にはまだまだ障害者の暮らしぶりが知られておらず、「漠然とした不安」から拒否される例も多いことから（今も7割の家主が拒否感）、不安の払拭に向け障害者やグループホームの暮らしの様子や入居支援制度を紹介するビデオ等の媒体を作成し、啓発を進めること。<u>また住宅セーフティネット法改正を受け、福祉部局と住宅部局の連携を強化し、居住サポート住宅の供給促進、各区での居住支援協議会の設置に向け、具体的に検討を進めること。</u>
	（回答） 本市では、福祉部局と住宅部局が連携し、住宅確保要配慮者への居住支援を総合的かつ効率的に推進することを目的として、平成 29 年 10 月に「大阪市住宅セーフティネット連絡会議」を設置し、各局が実施している居住支援の取組について情報共有や課題の整理等を行っております。 セーフティネット法改正に伴う、居住サポート住宅の供給に関しましても、現在、「大阪市住宅セーフティネット連絡会議」等で実施に向けて関係部局と連携し検討しているところです。 引き続き、住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の登録促進に取り組むとともに、地域における居住支援を推進するため、相談や居住支援に携わる区役所窓口担当者等及び居住支援法人が相互連携を図るよう取り組んでまいります。 （下線部について回答）
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8071 都市整備局 企画部 安心居住課 電話：06-6208-9222

番号	【権利の実現に関する要求項目】 2. ②
項目	<u>入居差別の背景にはまだまだ障害者の暮らしぶりが知られておらず、「漠然とした不安」から拒否される例も多いことから（今も7割の家主が拒否感）、不安の払拭に向け障害者やグループホームの暮らしの様子や入居支援制度を紹介するビデオ等の媒体を作成し、啓発を進めること。</u>また住宅セーフティネット法改正を受け、福祉部局と住宅部局の連携を強化し、居住サポート住宅の供給促進、各区での居住支援協議会の設置に向け、具体的に検討を進めること。
	（回答） 正当な理由もなく、障がい者を理由に入居を拒否することは、不当な差別的取扱いであると考えます。しかしながら、実際には、障がい者を理由としていないものの、結果的に障がいがあることで入居を断られるケースもあると認識しています。 こうしたことは、障がいや障がいのある人に対する理解不足が要因の1つであるとも考えられますので、効果的な周知・啓発について検討していきます。
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-7992・8075

番号	【権利の実現に関する要求項目】 2. ③
項目	<u>市営住宅において、平野区で障害者が自死に追い込まれる事件が発生し、今なお係争中であり、その後も他の住宅でトラブルが続出したことから、昨年12月に全住戸に配布した啓発チラシについて、今年度も引き続き全住戸、住宅管理センター等に周知し、再発を未然に防止すること。</u> またこの問題の背景には、住民の高齢化に伴う自治会活動の困難があることから、自治会活動の業者委託を進めるために、大阪府のように各住民から直接、市に委託料を振り込む仕組みを検討するとともに、支払いが難しい障害者等には市が補助することも併せて検討すること。
	(回答) 障がいのある人への差別事案をなくすためには、市民ひとりひとりに障がいについての理解を深めていただくことが大変重要です。 市営住宅では、これまで福祉局と都市整備局で連携して掲示板への啓発チラシの掲出、「住宅だより」への啓発文の掲載などの取組を行ってきており、また昨年12月配布の「住宅だより」に新たな啓発チラシの差し込みを行いました。今年度は、4月発行の「住まいのしおり」に新たに啓発のためのページを設け配布しております。 引き続き、効果的な周知・啓発について努めてまいります。 (下線部について回答)
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8075 都市整備局 住宅部 管理課 管理グループ 電話：06-6208-9261

番号	【権利の実現に関する要求項目】 2. ③
項目	市営住宅において、平野区で障害者が自死に追い込まれる事件が発生し、今なお係争中であり、その後も他の住宅でトラブルが続出したことから、昨年12月に全住戸に配布した啓発チラシについて、今年度も引き続き全住戸、住宅管理センター等に周知し、再発を未然に防止すること。 <u>またこの問題の背景には、住民の高齢化に伴う自治会活動の困難があることから、自治会活動の業者委託を進めるために、大阪府のように各住民から直接、市に委託料を振り込む仕組みを検討するとともに、支払いが難しい障害者等には市が補助することも併せて検討すること。</u>
(回答) 共益活動・共益費につきましては、エレベーターや廊下等の住宅の共用部分について共同使用し維持管理していくために必要な活動・費用であることから、その便益を享受されている入居者の皆様に負担いただくべきものと考えており、経済的負担を抑制するためにも、入居者の皆様に組織する自治会等で清掃や除草等並びに電気代等共益費の集金・支払いといった共益活動を行っていただいております。 その一方で、高齢化の影響等を受け、共益費の集金に困っておられることや、清掃等の共益活動が困難になっているといった事態が起こっていることも把握しているところであります。 こうした現状を踏まえ、本市としても自治会の活力低下への対応は喫緊の課題と認識し、入居者募集において新婚・子育て世帯を対象とした優先枠を設け、その拡大を図るなど、若年層の入居を促進し、地域コミュニティの活性化にも取り組んでいるところであります。 また、指定管理者となった大阪市住宅供給公社からは、自治会の共益活動に対する支援について提案があり、原則有償ですが、共用部分の清掃、電球交換、共益費の集金などの共益活動を代行してくれる事業者等を自治会等に紹介する取組みをすでに開始しています。 自治会運営の担い手不足という問題につきましては、大阪市だけではなく全国的なものであると認識しておりますが、他の多くの自治体につきましても、共益費の徴収や補助、共益活動の代行を行っていないのが現状であり、他都市や大阪府においても清掃等の業者委託を行うにあたっては、事務手数料等の追加負担について合意した一部の団地のみ導入していると聞いております。 今後も市営住宅の共益活動支援については、他の自治体と情報交換を行うなど検討を深めてまいります。 (下線部について回答)	
担当	都市整備局 住宅部 管理課 管理グループ 電話：06-6208-9261

番号	【権利の実現に関する要望項目】 3.
項目	7月の最高裁判決を受けて今年、新法の制定が検討される方向であるが、その動向を注視しながらも、大阪市としてまず障害者に不妊手術を強いた事実を重く受け止め、被害者全員の救済につなげるために、何としても一人でも多くの被害者を掘り起こすようあらゆる手立てを講じること。 一時金請求期限延長の附帯決議には「一刻の猶予もないことを踏まえ、効果的な広報を早急に行うこと」とあり、広報活動では、府や市各部局で連携し、新聞・ラジオ・テレビでの広告、全交通機関でのポスター掲示、市HPの活用等々、ありとあらゆる手段を講じて大々的に展開すること。 また一昨年度、市では障害児・者施設、児童施設、医療機関に、府では高齢者施設等にアンケート調査を実施し、今年は地域で暮らす被害者の把握に向けて、介護・日中・相談支援・ケアマネ等全ての障害・高齢福祉サービス事業所に周知メールを発信するなど努力してもらっている。しかし、未だ大阪の一時金認定者は2%に過ぎないことから、引き続き府や各部局で連携し、全ての地域生活支援事業者、入所施設、医療機関に対してアンケート調査やメール発信を継続実施するとともに、新たに、「障害者・高齢者への個別郵送時のチラシ挟み込み」等を実施するよう検討すること。 新法制定に向けて、国に対して障害・高齢・児童・救護施設、医療機関への調査や、自治体への調査権限の付与を求めるとともに、補償金額の大幅増額等、抜本的な見直しを強く求めること。

(回答)

旧優生保護法につきましては、優生思想に基づく極めて重大な人権侵害事案であると認識しているところであります。

平成 30 年度には国実施による個人記録の保有状況調査を行い、令和 4 年度については、障がい児施設・障がい者施設、児童施設、医療機関に対して、改めて啓発ビラの配布を行い、加えて本市が独自で作成したアンケート調査を実施しました。また、令和 5 年度には、一人でも多くの方に一時金の支給等について知っていただけるよう、本市ホームページに「旧優生保護法による優生手術等を受けた方へ」のページを新規に作成するとともに、大阪府のホームページへのリンクのバナーを掲載しました。

令和 6 年 3 月 29 日に「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、一時金の請求期限が 5 年延長されたことに伴い、本市では、障がい児施設・障がい者施設、児童施設、医療機関等に対して、再度周知・広報を行ったところです。また、不妊手術を強制された被害者本人らに新たな補償を行うための「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律案」が 10 月 8 日の参議院本会議において全会一致で可決・成立したところであり、引き続き国・大阪府とも連携しながら、一人でも多くの被害に遭われた方が救われるよう、周知・広報に努めてまいります。

担当	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8071
	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245
	健康局 保健所 管理課 電話：06-6647-0696
	健康局 保健所 保健医療対策課 電話：06-6647-0679
	こども青少年局 子育て支援部 管理課 電話：06-6208-8048
	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課 電話：06-6208-8050

番号	【権利の実現に関する要望項目】 3.
項目	7月の最高裁判決を受けて今年、新法の制定が検討される方向であるが、その動向を注視しながらも、大阪市としてまず障害者に不妊手術を強いた事実を重く受け止め、被害者全員の救済につなげるために、何としても一人でも多くの被害者を掘り起こすようあらゆる手立てを講じること。 一時金請求期限延長の附帯決議には「一刻の猶予もないことを踏まえ、効果的な広報を早急に行うこと」とあり、広報活動では、府や市各部局で連携し、新聞・ラジオ・テレビでの広告、全交通機関でのポスター掲示、市HPの活用等々、ありとあらゆる手段を講じて大々的に展開すること。 また一昨年度、市では障害児・者施設、児童施設、医療機関に、府では高齢者施設等にアンケート調査を実施し、今年は地域で暮らす被害者の把握に向けて、介護・日中・相談支援・ケアマネ等全ての障害・高齢福祉サービス事業所に周知メールを発信するなど努力してもらっている。しかし、未だ大阪の一時金認定者は2%に過ぎないことから、引き続き府や各部局で連携し、全ての地域生活支援事業者、入所施設、医療機関に対してアンケート調査やメール発信を継続実施するとともに、新たに、「障害者・高齢者への個別郵送時のチラシ挟み込み」等を実施するよう検討すること。 新法制定に向けて、国に対して障害・高齢・児童・救護施設、医療機関への調査や、自治体への調査権限の付与を求めるとともに、補償金額の大幅増額等、抜本的な見直しを強く求めること。

(回答)

旧優生保護法につきましては、優生思想に基づく極めて重大な人権侵害事案であると認識しているところであります。

平成 30 年度には国実施による個人記録の保有状況調査を行い、令和 4 年度については、障がい児施設・障がい者施設、児童施設、医療機関に対して、改めて啓発ビラの配布を行い、加えて本市が独自で作成したアンケート調査を実施しました。また、令和 5 年度には、本市ホームページに「旧優生保護法による優生手術等を受けた方へ」のページを新規に作成するとともに、大阪府のホームページへのリンクのバナーを掲載しました。

今年度におきましても、障がい児施設・障がい者施設、児童施設、医療機関に対して、再度資料の有無について調査を行ったところです。

今後については、請求期間が令和 11 年まで延長されましたが、一人でも多くの被害者が救われるよう、引き続き大阪府とも連携しながらできる限りの周知等の実施に努めてまいりたいと考えております。

担当	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8071
	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245
	健康局 保健所 管理課 電話：06-6647-0696
	健康局 保健所 保健医療対策課 電話：06-6647-0679
	こども青少年局子育て支援部管理課 電話：06-6208-8048
	こども青少年局子育て支援部こども家庭課 電話：06-6208-8050

番号	【権利の実現に関する要求項目】 4.
項目	一昨年度の国の「生活保護基準の見直し検討」では、最終的に「2024 年度までは現行基準を維持し、その後の経済情勢をふまえて 2025 年度以降の受給額を判断する」と引き下げが一旦回避された。 しかし今年も見直しにより引き下げられる恐れがあるため、他の自治体とも連携し、この間の物価高騰や猛暑による光熱費の増をふまえ、基準額を増額することや、前回議論のあった級地区分や基準額の引き下げを決して行わないよう、国に強く働きかけること。併せて保護の停廃止や障害者加算、介護加算、住宅扶助の見直し等、更なる締め付けをしないよう引き続き強く働きかけること。
	(回答) 生活保護法による保護の基準等については、国により定められることとなっており、令和 5 年 10 月に実施された生活扶助基準の見直しについても国により行われています。国からは、見直しについて、一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているか否かを見極めるために、専門的かつ客観的に検証を実施することとしている社会保障審議会生活保護基準部会の検証結果を反映することを基本としつつ、社会経済情勢を踏まえて実施するものという考え方が示されており、基準額等について地方自治体に裁量の余地はありません。
担当	福祉局 保護課（保護グループ） 電話：06-6208-8012

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 1. ①
項目	検討にあたっては、現構想の形式的な時点修正に留まることなく、20年間の街の変化を踏まえた生活関連施設及び経路やエリアの追加検討、各地区の課題の把握と解決策の検討を丁寧に行うこと。また、基本構想での課題を再開発計画に反映すること。
(回答) 生活関連施設については、現行基本構想における「主要施設」に加えて、各地区の土地利用状況の変化を踏まえ、全地区共通の考え方で追加候補施設を抽出したうえで、各地区の実情を踏まえて設定を行います。生活関連経路は、駅から生活関連施設の入口までの経路、生活関連施設が面的・線的に広がる地区における施設間の回遊性を考慮した経路、重点整備地区間の近接する生活関連経路を接続する経路の他、鉄道駅乗り換え経路の設定を基本的な考え方として、各地区の実情に応じた設定を行います。 今回の基本構想の変更にあたり、現地確認の実施を含めワークショップ等により、各地区の当事者等の意見聴取を進めております。ワークショップ等で頂いた意見については、施設設置管理者等に情報を提供し、課題の共有を行っております。	
担当	計画調整局 計画部 交通政策課 電話：06-6208-7823

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 1. ②
項目	第8回推進協議会で、整備時期が特定されず、各事業者が取り組むとされた課題については、各事業者での検討状況が集約できるように市として働きかけを継続すること。また、「協議会で継続検討（事例の共有、好事例・整備内容の検討）を行う」と整理した項目（乗り換えなどの案内サインの事業者間連携、券売機の仕様、オールジェンダートイレ・介護ベッド等）について、誠実に協議を行うこと。 （各事業者が取り組むとされた項目例 天王寺・阿倍野地区、新大阪地区） エレベーターの大型化等の検討、バリアフリートイレへの大型ベッドの設置の検討、カームダウン/クールダウンスペースの設置について検討ほか。
	（回答） 各地区の基本構想に定めている各事業者の特定事業等の実施状況について引き続き把握してまいります。 また、「協議会で継続検討（事例の共有、好事例・整備内容の検討）を行う」と整理した項目について、大阪市交通バリアフリー基本構想推進協議会において、引き続き検討してまいります。
担当	計画調整局 計画部 交通政策課 電話：06-6208-7823

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 1. ③
項目	市推進協議会及び各区の検討組織を今回の見直し作業以降も常設し、5年に1回の基本構想の見直し作業を行うこと。また、大規模開発、再開発等へ当事者が参画できる仕組みづくりを検討すること。
(回答) バリアフリー法の改正により、おおむね5年ごとに特定事業等の実施状況にかかる調査、分析及び評価を行い、必要に応じて変更することとなったことから、基本構想の推進及び継続的な改善を実施する中心的な組織として、大阪市交通バリアフリー基本構想推進協議会を継続して設置します。また、本市では、現在、全25地区(21構想)の基本構想について、各地区の当事者等の方からのご意見を丁寧にお聴きしながら、令和5年度から令和8年度に変更を行う予定であり、全地区の基本構想の変更の目途が立った段階で、各地区の当事者の意見聴取の方法について、改めて検討してまいります。 なお、今回の基本構想の変更にあたり、現地確認の実施を含めワークショップ等により、各地区の当事者等の意見聴取を行っており、ワークショップ等で頂いた意見については、施設設置管理者等に情報を提供し、課題の共有を行っております。	
担当	計画調整局 計画部 交通政策課 電話：06-6208-7823

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 1. ④
項目	歩道と車道の段差の問題について、視覚障害者、車いす利用者の双方にとって安全な兵庫県方式の導入等、基本構想推進協議会において解決策を検討し、実現を図ること。
(回答) 基本構想推進協議会における意見等も踏まえ、歩道と車道の段差解消について視覚障がい者、車いす利用者等も参加する検討の場を設け、意見交換を行っており、引き続きご意見を伺いながら検討してまいります。	
担当	建設局 道路河川部 道路課 交通安全施策担当 電話：06-6615-7699

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 2. ①
項目	<u>改定後のユニバーサルデザインガイドラインが具体化されるように、各パビリオン、催事・展示等施設の整備にあたっては、当事者意見の反映を図ること。</u>移動モビリティ、サイン表示、情報のユニバーサル化、サービス提供のあり方、共に体験できるコンテンツ作り、スタッフ研修等、今後の課題についても、当事者参画を基本として、アクセシブルでインクルーシブな万博の実現を図ること。
(回答) 2022 年 3 月に改訂された「施設整備に関するユニバーサルデザインガイドライン」は、参加国、国際機関、および企業等が整備する施設（パビリオン等）を対象とし、参加者へ周知されている。参加者は、設計から工事完了までの各段階において、ユニバーサルデザインに関する書類を開催者である 2025 年日本国際博覧会協会（以下、博覧会協会）に提出し、博覧会協会がチェックし、承認することとなる。 博覧会協会が設置する施設については、ガイドラインを踏まえ、様々な障がい当事者や学識経験者などに、ワークショップへ参加いただきながら、実施設計を行った上で、順次、整備が進められている。 (下線部について回答)	
担当	万博推進局 整備調整部 整備調整課 電話：06-6690-7731

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 2. ②
項目	夢洲万博会場へ円滑にアクセスできるよう各事業者と連携し整備を図ること。 ・万博のシャトルバスにおける障がい者の利用可能車両の台数を明らかにすること。 また、当該車両の配置については、関空・伊丹空港、新大阪駅を優先するようにし、不十分な場合、福祉車両等の活用など代替交通機関の確保も含め検討すること。 ・鉄道による円滑なアクセスを確保するためにターミナル駅のバリアフリー化の一層の推進を図ること。 ・夢洲会場での車椅子対応駐車場の利用については 3.5m 幅が必要な障害者に限定するように的確な運営を行うこと。また、必要に応じて、舞洲駐車場も 3.5m幅が必要な障害者が駐車できるように運用すること。 ・車いすで乗車できるシャトルバスの発着情報、空港、主要ターミナルからの鉄道での乗り換え経路（他社線乗り換えのバリフリー経路）などがわかるバリアフリー情報特設ページを万博の HP に開設すること。なお、万博関連事業の WEB ページはすべての障害者が使えるユニバーサルデザインによること。

(回答)

すべての人が安全で快適に万博会場まで移動できる交通アクセスの実現に向けて、博覧会協会が学識経験者、障がい当事者、行政機関等を構成員として設置した交通アクセスユニバーサルデザイン検討会において、交通事業者が交通関連施設の新設・改良などを行う際に参考となる指針として、「交通アクセスに関するユニバーサルデザインガイドライン」を2023年6月に策定し、博覧会協会が整備・管理する施設については、同ガイドラインに基づき整備を行っているところです。また、学識経験者・障がい当事者参画のもと、駅の改良等を行う際に配慮すべき事柄などのご意見を伺うためのワークショップも開催しております。

万博来場者を輸送する駅シャトルバスについては、バス各社による乗合運行であり、運行する車両等については現在、バス事業者において、検討が進められているところです。

なお、駅シャトルバスのうち、最も輸送力が大きい桜島駅シャトルバスについては、車椅子やベビーカーを利用される方が終日事前予約できる制度を導入するほか、大阪駅（南：マルビル）及び中之島駅を発着する駅シャトルバスの一部の便は、路線バス型車両のため、車椅子に乗車したままご利用いただける予定です。

また、万博会場に隣接して整備する「夢洲障がい者用駐車場」においては、自動車の種類など利用形態に応じて駐車マスの幅が4.6m、3.5m、2.5mの駐車マスを整備するほか、駐車場利用者を駐車マス及び乗降場に安全・円滑、快適に誘導できるよう、警備スタッフの配置や案内看板等の設置を適切に行うとともに、駐車場利用者に対して、必要に応じて障がい者手帳等の提示を求めることなどにより、適切な利用がなされるよう運用される方針です。

万博開催時における交通に関するユニバーサルデザイン情報については、博覧会協会のホームページに掲載される予定であり、現在、博覧会協会からは、提供する情報や方法等については各事業者等と調整中と聞いております。

担当	万博推進局 整備調整部 整備調整課 電話：06-6690-7731
----	-----------------------------------

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 2. ③
項目	障害者も含めた観光客の受入環境の整備を進めるために、ホテル、観光施設、商店街、飲食店等のバリアフリー化、障害の理解や合理的配慮の啓発を行うこと。 ・ <u>大阪観光局の公式 HP で紹介している観光スポットについては、バリアフリー状況を把握し、「段差、階段の有無、バリアフリースイールの有無、利用にあたっての留意事項」などの基本情報を掲載すること。</u>また、ハートフルWEBの一層の充実を図ること。
	(回答) 大阪観光局ホームページについては、大阪観光局において管理運営しているため、本市から大阪観光局に対し、ご要望があった旨を申し伝えます。 (下線部について回答)
担当	経済戦略局 観光部 観光課 電話：06-6469-5151

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 2. ③
項目	障害者も含めた観光客の受入環境の整備を進めるために、ホテル、観光施設、商店街、飲食店等のバリアフリー化、障害の理解や合理的配慮の啓発を行うこと。 大阪観光局の公式 HP で紹介している観光スポットについては、バリアフリー状況を把握し、「段差、階段の有無、バリアフリースイレの有無、利用にあたっての留意事項」などの基本情報を掲載すること。また、ハートフル WEB の一層の充実を図ること。
(回答) 本市では、多様な障がいの特性や障がいのある方への必要な配慮などを理解して、誰もが住みやすい地域社会（共生社会）をめざす「あいサポート運動」や合理的配慮の提供に関する出前講座において、障がいの理解や合理的配慮について啓発を行っているところです。 また、本市では、平成5年に「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」を定め、公共建築物や民間特定建築物、道路や公園などの都市施設、駅舎等の公共交通施設のバリアフリー化に向けた環境整備を推進しています。加えて、障がいのある方が利用しやすいよう宿泊施設のバリアフリー情報の掲載が必要であることから、大阪ハートフル Web 事業において、大阪市内ホテルのバリアフリー情報を掲載しております。今後、関係機関と連携を行いながら、掲載情報の充実を図ってまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8072・8075

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 3. ①
項目	ホーム柵の設置については、利用実態、地域の実情等を勘案し、優先度が高い番線での整備を推進できるよう配慮すること。また、車椅子使用者が駅員等の介助なしに列車に単独乗降できる環境の整備を目指したホームの段差・隙間の解消についても、大阪市から鉄道事業者働きかけること。
(回答) 本市では、プラットホームからの転落や走行中の列車との接触事故を防ぎ、障がい者等の移動の円滑化及び鉄道利用者の安全を確保することを目的として、平成 22 年に鉄道事業者が実施する可動式ホーム柵等の整備に対する補助制度を創設し、整備促進に努めてきたところです。 また、大阪府、大阪市、堺市や主要な鉄道事業者で構成する「可動式ホーム柵整備事業に関する連絡調整会議」において、可動式ホーム柵の今後の取組みの方針などをまとめた「大阪府内の駅ホームにおける安全性向上の取組みについて」を令和 3 年 4 月に修正し、従来指標としてきた利用者数による駅単位での整備に加え、転落および接触事故の発生状況、鉄道駅の構造および利用実態、地域の実情等を勘案し、優先度が高いホームでの整備促進を図ることとしております。 車両とホームとの隙間・段差の解消につきましては、大阪市交通バリアフリー基本構想骨子【全地区共通】において、鉄道施設の整備等の方針が「車椅子使用者が単独で乗降できるよう、鉄道車両の走行に支障を及ぼすおそれのない範囲において、プラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面の縁端との間隔はできる限り小さく、高さはできる限り平らにするよう努める。」となっており、本市としても、鉄道事業者働きかけてまいります。	
担当	計画調整局 計画部 交通政策課 電話：06-6208-7867

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 3. ②
項目	都市部では、一部改札の無人化、窓口無人時間が拡大している。とりわけ、駅員呼出しベルやインターホンが使えない障害者にとっては、交通機関の利用の否定にもつながる重大な問題であることを認識し、鉄道各社に対して無人化等の回避およびインターホンの改善等、障害者の負担軽減を行うよう、強く働きかけること。
(回答) 本市では、無人駅を安易に拡大させぬよう、大阪府と連携し、「国に対して、鉄道事業者が実施している駅無人化を撤回し有人化するよう指導を行うこと」等について要望を行っており、鉄道事業者に対しても、「これ以上無人駅を増やさないこと」を働きかけています。 また、やむを得ず駅を無人化する際には、「駅の無人化に伴う安全・円滑な駅利用に関するガイドライン」に基づき、カメラ・モニター付きインターホンの設置等の環境整備や対応について適切に図られるよう、鉄道事業者に働きかけています。	
担当	計画調整局 計画部 交通政策課 電話：06-6208-7823

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 3. ②
項目	都市部では、一部改札の無人化、窓口無人時間が拡大している。とりわけ、駅員呼出しベルやインターホンが使えない障害者にとっては、交通機関の利用の否定にもつながる重大な問題であることを認識し、鉄道各社に対して無人化等の回避およびインターホンの改善等、障害者の負担軽減を行うよう、強く働きかけること。 また、<u>大阪メトロが民営化直後「交通局バリアフリー化委員会モニター部会（事業者・障害者間の双方コミュニケーションによる意見交換を通じて今後の在り方提言等を行う場）」を通知なく終了させ、現在のバリアフリー計画に地域当事者の声が反映されていないのは大きなサービス低下である。大阪市会と大阪メトロ及び大阪シティバス（株）との間で実施されている、諸課題について連絡調整するための会議体へ確実に当事者の声を反映させるしくみづくりについて検討すること。</u>
（回答） 大阪市高速電気軌道株式会社（Osaka Metro）では、貴団体の協力のもと定期的に実施しているバリアフリー体験会開催時の意見交換の場において、貴団体からのご意見をお聞きし、さらにご要望に応じて個別に事業の説明を行うなどの対応を実施しております。 Osaka Metro としては、これらの機会を通じて得られたご意見を踏まえて、バリアフリー施策を進めており、今後もこのような意見交換を継続して実施するなど、当事者の皆さまからのご意見をいただきながら、バリアフリー施策の充実を図っていく方針とのことです。 本市としましては、Osaka Metro が市営交通時代から果たしてきた役割や取組を踏まえ、安全対策やバリアフリー化が進むよう、引き続き Osaka Metro へ働きかけてまいります。 （下線部について回答）	
担当	都市交通局 監理担当 電話：06-6208-8786

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 4. ①
項目	大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの改正を踏まえ、大阪市の市有施設及び外郭団体に対して、ガイドラインの改正の内容を周知し、既存建築物であってもガイドラインを踏まえ改善していくように働きかけること。特に、市有施設においては、トイレへの介護ベッドの設置を計画的に行うこと。また、外郭団体での、小規模店舗（飲食店、小売店等）のバリアフリーについてテナントに対する啓発を行うこと。とりわけ、<u>インテックス大阪の大規模改修時にはバリアフリースイートの増設と大人用介護ベッドの設置を進めること。</u>
(回答) インテックス大阪については、築 30 年以上経過しており、施設の老朽化が進んでいることから、大阪市では施設の長寿命化に向けた改修基本計画を作成し、今後、トイレのバリアフリー化及び大人用介護ベッドの設置などのトイレの改修も含め必要な改修工事を順次実施していく予定です。 (下線部について回答)	
担当	経済戦略局 立地交流推進部 国際担当 電話：06-6615-3741

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 4. ①
項目	大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの改正を踏まえ、大阪市の市有施設及び外郭団体に対して、ガイドラインの改正の内容を周知し、既存建築物であってもガイドラインを踏まえ改善していくように働きかけること。特に、<u>市有施設においては、トイレへの介護ベッドの設置を計画的に行うこと。</u>また、外郭団体での、小規模店舗（飲食店、小売店等）のバリアフリーについてテナントに対する啓発を行うこと。とりわけ、インテックス大阪の大規模改修時にはバリアフリースイールの増設と大人用介護ベッドの設置を進めること。
	（回答） 本市では、コミュニティ活動の振興並びに地域における文化の向上及び福祉の増進を図るとともに、市民の集会その他各種行事の場を提供することにより市民相互の交流を促進し、もって連帯感あふれるまちづくりの推進に寄与することを目的とした市民にとって身近な施設として、各区に区民センター等の区役所附設会館の整備を進めており、令和5年10月時点で、24区に33施設を整備しております。 各施設におけるトイレへの介護ベッドの設置につきましては、現状のレイアウトではトイレ内のスペースの問題上設置することが困難な場合があり、新たに設置する場合は、トイレだけではなく周辺部分も含み、現状のレイアウトを大幅に変更したうえでの対応が必要となる可能性があります。今後、施設において大規模改修が必要となった際には、介護ベッドの設置についても合わせて検討してまいります。 今後ともより多くの市民の方々に利用いただけるよう、利用者へのサービス向上に取り組み、コミュニティ活動の振興に寄与するための施設としての役割を果たしてまいります。 （下線部について回答）
担当	市民局 総務部 施設担当 電話：06-6208-7633

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 4. ②
項目	小規模店舗が集積している商店街の多くは駅周辺に立地し、大阪を特徴づける観光資源にもなっていることから、バリアフリー化の推進がとりわけ重要である。商店街のバリアフリー化、とりわけ公衆バリアフリースイレの設置や小規模店舗の道路境界・出入口段差解消などについて、積極的に働きかけること。なお、推進にあたっては、バリアフリー環境整備促進事業の活用なども検討し、効果的に進めること。
(回答) 本市においては、大阪府福祉のまちづくり条例や大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱に基づき、事業者に対して理解と協力を求めているところではございますが、だれもが住みよいまちづくりの実現に向け、引き続き大阪府と連携して取り組んでまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8072 計画調整局 開発調整部 開発誘導課 電話：06-6208-9319

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 4. ③
項目	長居障がい者スポーツセンターの建て替えについて、来年度の基本設計段階で障害者の意見を反映する仕組みを作ること。また利用者の交流や利便性の向上のために食堂の設置を行うこと。
(回答) 大阪市では、障がい者スポーツ振興を通じた障がいのある方の自立と社会参加の促進を目的として、長居障がい者スポーツセンター及び舞洲障がい者スポーツセンターを設置しております。 長居障がい者スポーツセンターにつきましては、令和3年11月に、老朽化の対応として、建替えなどの方向性を決定し、令和5年3月に新たな長居障がい者スポーツセンター（仮称）整備基本構想を、令和6年3月に新たな長居障がい者スポーツセンター（仮称）整備基本計画をそれぞれ策定しました。 そして、今年度中に最適な整備・運営に係る事業手法を決定し、決定した事業手法に応じて、整備・運営事業者を選定する手続を進める予定です。 ご要望いただいた内容につきまして、利用者等の障がいのある方のご意見をお聞きすることは重要であると考えており、障がいのある方が安心してスポーツや文化活動を楽しむことができるような施設を目指し、建替後の施設の機能や手続の進め方等の検討を行ってまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8075

番号

【教育・保育に関する要求項目】 1.

項目

障害児が就学前の段階で集団生活を送ることは就学先の判断にも大きく影響することを踏まえ、保育を受ける必要性があることを認めること。また年度途中の空き利用も含め、すべての保育所で利用を断られることがないようにすること。

また「医療的ケア児対応看護師体制強化事業」の実績を示すとともに、今後一層整備を進めつつ、医療的ケア等を理由に保育所利用を拒否したり、保護者の定常的な付き添いを求めることがないよう保育所を指導し、差別の未然防止に向けて障害者差別解消担当と連携して啓発を進めること。

(回答)

本市では「地域社会の中で、障がいのあるこどもが仲間と共に育ち合う」ことを基本的な考え方として安全安心な集団保育の実施にあたり、当該児童や世帯の状況を把握し、障がい児保育を行っています。この考え方に基づき、保育所において仲間と共に育ち合い、安心して楽しく生活を送る中で、成長、発達を保障すると共に、大阪市の障がい児保育を推進することをめざしています。

これまで、障がい児の受入れを促進する為、民間保育施設に対して「大阪市特別支援保育物品購入助成金」により受入れに必要となる教材・環境備品の購入にかかる経費を助成し、「大阪市特定教育・保育施設等における特別に支援の必要な児童の受け入れにかかる支援費」により加配保育士等や医療的ケア児対応看護師の人件費にかかる経費を助成することで、環境整備を行うとともに、発達支援プログラム冊子「できた！わかった！たのしいよ！」を発信し、「特別支援保育実践交流研修事業」により、公立保育所にて実践研修を行い、特別支援保育のノウハウを伝えるとともに、「特別支援保育巡回指導講師」を民間保育施設に派遣し、相談支援も継続して行ってきたところです。さらに、令和6年度より、民間保育施設での更なる障がい児の受入が促進されるように、医療的ケア児対応看護師の雇用経費の助成額上限について1日あたり8時間から11時間に引き上げるとともに、看護師の雇用条件を緩和し、医療的ケア児の災害対策に必要な備品の購入費の助成を新設し、同様に公立保育所においても同様の対応が可能よう取り組みを進めております。

引き続き、保育施設での障がい児の受入れ促進に取り組んでいくとともに、差別の未然防止に向けては、福祉局障がい福祉課と連携しながら、保育所等に勤務する職員が障がいへの理解を深められるよう啓発に取り組んできたところです。

【参考】医療的ケア児受入れ児童数

医療的ケア児	R 3	R 4	R 5	R 6
公立	7 人	8 人	8 人	9 人
民間	14 人	21 人	22 人	19 人
合計	21 人	29 人	30 人	28 人

担当	こども青少年局 幼保施策部 保育所運営課 電話：06-6684-9709
	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 電話：06-6208-8037

番号	【教育・保育に関する要求項目】 2.
項目	公立・私立の全幼稚園等において「定常的な保護者の付き添いを求めない」ことを示し、そのような対応がある場合、強く指導し是正すること。<u>また障害児を拒否する園が無くなるよう、私立対象の「要支援児受入促進指定園」制度を全ての私立幼稚園に適用するよう働きかけを強めること。</u>また一昨年、差別解消担当と連携し、障害児に対する理解を深め差別につながる事象を未然に防ぐための啓発媒体を作成したが、継続した働きかけが必要であり、今年度の配布状況・効果等を明らかにすること。
(回答) 幼稚園においては、園児数の定員があり、また、入園にあたっては抽選や選考を実施するため、現実的には希望する園においてすべての障がいのある幼児を受け入れられないケースがあります。 本市では、幼児期の特別支援教育の充実を図るため、平成 26 年度より、特別に支援の必要な幼児の私立幼稚園及び認定こども園（教育標準時間認定）における受入れ促進のための補助制度の創設や、要支援児の受入れのセーフティーネット的な役割を担う私立幼稚園等を指定園として指定し、他の私立幼稚園等より充実した支援を行うことで、要支援児の就園機会の保障と特別支援教育の充実を図っています。 「大阪市要支援児受入促進指定園」（以下、「指定園」）は、大阪市内に所在する私立幼稚園及び認定こども園（教育標準時間認定）のうち、要支援児の受入れに、より積極的に取り組む園で、大阪市と協定を締結後、大阪市のホームページや園のホームページで指定園であることを公表し、入園の意思表示があった場合は、原則受入れを行います（ただし、指定園であっても定員に空きがない場合等、受入れができない場合があります）。 指定園として協定を締結した幼稚園等は、令和 6 年 10 月現在で 73 園です。障がいのある幼児等、特別に支援が必要な幼児の私立幼稚園等での受け入れを促進するため、現在も協定を締結いただけていない私立幼稚園等には制度周知を図り、今後も指定園の拡大に取り組んでまいります。 （下線部について回答）	
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 幼稚園運営企画グループ 電話：06-6208-8165

番号	【教育・保育に関する要求項目】 2.
項目	<u>公立・私立の全幼稚園等において「定常的な保護者の付き添いを求めない」ことを示し、そのような対応がある場合、強く指導し是正すること。</u>また障害児を拒否する園が無くなるよう、私立対象の「要支援児受入促進指定園」制度を全ての私立幼稚園に適用するよう働きかけを強めること。<u>また一昨年、差別解消担当と連携し、障害児に対する理解を深め差別につながる事象を未然に防ぐための啓発媒体を作成したが、継続した働きかけが必要であり、今年度の配布状況・効果等を明らかにすること。</u>
(回答) 大阪市立幼稚園におきましては、大阪市における「共に学び、共に育ち、共に生きる」ことを基本とした教育・保育に基づき、幼児の実情に応じた指導や支援の充実に向けて取り組んでおります。 教育委員会といたしましては、障がいのある幼児の入園について、どのように園生活を送ることを期待されているか等、まず保護者の思いを受け止め、家庭と連携しながら適切な支援の構築に努めること、園の状況や支援体制等について丁寧に説明を行い、障がいがあるという理由で入園の条件を付けず、誠実に対応することを継続的に指示しております。今後も、保護者の思いに寄り添い、幼児の実情に応じた支援に努めてまいります。 なお、市立幼稚園全園に対し、障がい者差別の解消に向けた啓発資料について、入園に関する対応や適切な配慮等、教職員へ内容の再周知を行っております。今後も、関係各担当と連携しながら、障がいのある子どもに対する理解や差別につながる事象の未然防止のため、継続的に啓発を進めてまいります。 (下線部について回答)	
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 電話：06-6208-8173

番号	【教育・保育に関する要求項目】 3.
項目	2022 年 4 月の文科省通知には、支援学級籍の場合は半分以上の時間を支援学級で学ぶことが望ましいと書かれている。大阪市教委として、新たに就学する児童も含め「支援学級籍であっても、全時間通常の学級で学ぶことを希望する場合は、それを踏まえた指導計画の策定等を行う」よう、各学校へ助言指導すること。 また大阪市内に住むすべての障害児を、今まで通り地域の小中学校で受けとめるため、支援学級設置による教員配置に頼ることなく、市独自の教員配置を行うことや、「特別支援教育サポーター」を大幅拡充するなど、マンパワー拡充の具体的な方策を検討すること。
	(回答) 文部科学省の令和 4 年 4 月 27 日付け「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について（通知）」では、学びの場の判断や交流及び共同学習の時数、自立活動の時数、通級による指導における国の考え方が示されました。 本市では、これまでより、障がいの有無に関わらず、地域で「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育を進めており、通常学級、通級による指導、特別支援学級等、多様な学びの場における特別支援教育の充実を務めてまいりました。この考え方については、今後も変わるものではございません。各校においては、児童生徒一人ひとりの障がい状況に応じた特別の教育課程を編成し、それぞれの児童生徒の個別の教育支援計画や個別の指導計画に基づいて実施されるものと考えております。今後も、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が共に学ぶインクルーシブ教育の充実と推進に取り組んでまいります。 また、校内における特別支援教育の充実に向け、各学校の状況を把握するとともに児童生徒一人ひとりの障がい状況に応じた支援ができるよう、引き続き「特別支援教育サポーター」の適切な配置に努めてまいります。 教員の配置については、今後も引き続き、各学校の実情・実態をより精緻に把握し、教職員の適切な配置に努めてまいりたいと考えております。
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6227-1009 教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9125

番号	【教育・保育に関する要求項目】 4.
項目	小学校（中学校）就学時に支援学校を選択するケース数やその理由を調査し、地域の学校へ就学してもらうために必要なこと～事前の情報提供やその他必要な手立てを考え、地域の子は地域の学校で受け止める～地域の学校への就学率を上げる、ことを計画的に進めること。 またそのために障害のある児童生徒が、「みんなと一緒に、同じ教室で授業を受ける／運動会に参加する／修学旅行・遠足に行く」など共に生き・学び・育つための工夫や調整（合理的配慮）の具体的な事例を集約し、就学先を検討している本人・保護者にも示すこと。
	（回答） 本市では、従前より、障がいのある子どもの人権尊重を図り、地域で「共に学び、共に育ち、共に生きる」ことを基本とした教育・保育の推進に努めており、地域の小学校・中学校・義務教育学校で学ぶことを基本としています。 就学等に関しましては、通学区域の学校が相談窓口となり、学校生活の相談や障がい状況に応じて必要な指導・支援などの情報提供を行っております。また、インクルーシブ教育推進室の就学相談員等が、電話や来所による相談に応じております。 また、障がいのある児童生徒が、日々の学校生活や授業、通常学級における交流及び共同学習、行事等、豊かな教育活動が行えるよう、各校が本人・保護者の願いをふまえて様々な工夫や合理的配慮の提供を行っております。 教育委員会としましては、学校訪問や巡回指導、実践交流型の研修等を通して、合理的配慮や取組の状況を把握し、好事例について、研修、巡回指導、並びに各種コンテンツの作成、配信等を通して各校に周知しております。 今後も、より多くの好事例を具体的に把握、集約し、就学相談等の参考となるよう研修やホームページ等を通じて広く周知に努め、地域の学校で必要な合理的配慮を受けながら障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が共に学べることについて理解を広め、インクルーシブ教育の充実と推進に取り組んでまいります。 なお、保護者向け就学・進学に関する講座や、障がいのある子どもの進路や就労等に関する情報提供を今年度も実施いたしました。
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009

番号	【教育・保育に関する要求項目】 5.
項目	障害のある児童生徒の小中学校への「通学支援」について、既存のタクシー制度では対応できないケースがあることを踏まえ、「ガイドヘルパー等人的支援を活用した通学支援制度」を創設し、来年度から必ず利用できるようにすること。 また新たな制度が軌道に乗るまでは、本人・保護者の意向も踏まえ、障害福祉の移動支援の緊急避難的利用を継続・延長するとともに時間数を拡充すること。
	(回答) 障がいのある児童生徒の通学支援につきましては、特別支援学級に在籍する児童生徒のうち、重度肢体不自由等の障がいがあり、車いす利用、歩行困難等で自力通学ができない児童生徒に対して、通学タクシー事業を平成 16 年度から実施しております。また、令和 4 年度より校外活動において、肢体不自由等の児童生徒が校外活動に安全かつ安心して参加するため、リフト付きバスを借り上げた学校等に対する差額支援を実施しております。引き続き、現行の制度や他都市の状況を引き続き注視しながら、関係課と連携し、障がいのある児童生徒への学びの充実に努めてまいります。
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009

番号	【教育・保育に関する要求項目】 5.
項目	障害のある児童生徒の小中学校への「通学支援」について、既存のタクシー制度では対応できないケースがあることを踏まえ、「ガイドヘルパー等人的支援を活用した通学支援制度」を創設し、来年度から必ず利用できるようにすること。 <u>また新たな制度が軌道に乗るまでは、本人・保護者の意向も踏まえ、障害福祉の移動支援の緊急避難的利用を継続・延長するとともに時間数を拡充すること。</u>
	(回答) 移動支援事業に関しては、通学にかかる送迎での利用は「通年かつ長期にわたる外出」であるため基本的にサービスの対象としておりませんが、介護者等の冠婚葬祭や入院等により通学が困難な場合には、緊急避難的な対応として一定期間利用を可能としており、通学の継続を支援できるように努めています。 (下線部について回答)
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	【教育・保育に関する要求項目】 6.
項目	学校給食について、個々の障害状況に併せ、刻み食やペースト食等適切に提供し、保護者に付き添い等の負担を課さないようにすること。また要望があった場合、「どうすれば提供可能か」を検討し、可能な限り早期に対応すること。 また本来的には、他の児童生徒と同様に、刻み食やペースト食も給食室から提供されることが望ましいことを踏まえ、給食調理の民間契約に含ませる等、他市の事例等も調査し、より安定的な給食の提供に向け検討を行うこと。
	(回答) 市内すべての大阪市立学校では「学校給食標準献立」に基づき、統一した献立により給食を実施し、また文部科学省が示している「学校給食衛生管理基準」に沿って、本市が作成した「給食調理・衛生管理マニュアル」に従い、給食調理・衛生管理を行っております。これからも「安全・安心でおいしい給食」の提供を進めてまいります。 また、給食における合理的配慮の必要のある児童生徒の対応につきましては、個別に実態把握を行い、保護者と相談のうえ、実施内容や方法について検討し、喫食しやすい形状の工夫を行っているところです。また、学校からの相談に基づき、学校訪問や巡回指導等を通して支援しています。 今後も、児童生徒一人ひとりの障がい状況に応じた支援ができるよう、適切な支援に努めてまいります。
担当	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 電話：06-6208-9143 教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009

番号	【教育・保育に関する要求項目】 7.
項目	中学卒業後の進路先は、様々な入試制度や学校種がある中で、一般の高校への進学も大きな選択肢の1つである。決して支援学校高等部を優先する進路指導をしないよう、また進学可能な高校の情報を、障害のある生徒その保護者に周知徹底するよう、全市立中学校に指導すること。
(回答) 本市では、障がいのある生徒が自立し、社会において充実した生活を送れるよう、適切な進路選択の支援を行うことが重要であると考えております。 中学卒業後の進路については、進路懇談等を通じて、学校が本人・保護者の思いを十分に把握し、障がいを理由に進路選択における制限がかかることなく、進学可能なすべての進学先から進路決定が行われるよう進路指導を行う必要があります。 また、進学可能な高等学校の情報につきましても、障がいの有無に関わらず、すべての生徒及び保護者が十分に理解できる形で周知されるよう、指導を徹底してまいります。 今後も、市立中学校及び義務教育学校に対し、進路指導において生徒一人一人の希望や適性に応じたきめ細やかな指導が行われるよう、さらに指導を徹底してまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 電話：06-6208-9186

番号	【教育・保育に関する要求項目】 8.
項目	医療的ケアが必要な児童生徒について、引き継ぎ期間等を除き保護者の付き添いが完全に不要となるよう支援体制を構築すること。また学びの場は本人・保護者の希望を最大限尊重し、支援学級で学ぶ時間数等に影響しないよう徹底すること。看護師配置の充実に向け予算を増額するとともに、教員による医療的ケアの実施を今後も継続・充実させるため、引き続き研修・啓発等を行うこと。
(回答) 本市では、従前より障がいの有無にかかわらず、地域で「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育を推進しており、医療的ケアが必要な児童生徒が安心・安全に地域の学校で学べるよう、看護師の配置事業に取り組んでおります。 児童生徒一人ひとりへの適切な医療的ケアの実施に向け、保護者からの聴き取りや主治医面談等を通して、学校における医療的ケアの内容について確認したうえで、学習をはじめとする学校生活の様々な状況に応じた支援等、地域の学校で学びやすい基礎的環境整備を行うとともに、保護者の負担軽減のため、医療的ケアの実施に関する校内体制の整備に取り組んでおります。 看護師の配置につきましては、引き続き、看護師の確保に努め、学校で学ぶ医療的ケアの必要な児童生徒が安心安全な学校生活を送ることができるよう適切な配置に努めてまいります。 また、医療的ケアの必要な児童生徒の把握を、学校長を通じて行うとともに、引き続き、医療的ケアの必要な児童生徒が在籍する学校に研修を実施し、教員の知識と技術の向上及び保護者の負担軽減のため、医療的ケアの実施に関する校内体制の整備に努めてまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009

番号	【教育・保育に関する要求項目】 9.
項目	学校のバリアフリー化は、インクルーシブ教育推進と、避難所として誰もが利用できる設備整備として進める必要がある。水害等の災害時利用も想定される中、3階以上でのバリアフリースイールの整備・校内複数整備を進めること。また児童生徒が通常使う全ての教育設備にアクセスできるよう、1基目のエレベーター設置の終了予定年と、2基目設置計画を明らかにすること。
(回答) 本市では、「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」の趣旨を踏まえ、良好な教育環境を確保する観点から、学校のバリアフリー化を推進してきたところです。 エレベーターの整備状況につきましては、令和5年度末時点で、小中学校で約97%設置完了しており、3階以上への垂直避難が可能な整備状況になっております。 2基目のエレベーター設置については、普通教室や特別支援教室、特別教室を有する単独棟(エレベーターがなく、かつ渡り廊下の接続がない校舎)を優先に検討していくこととしています。 また、バリアフリースイール(車いすトイレ)の整備状況につきましても、小中学校、義務教育学校の全校で整備しておりますが、3階以上においても大規模改修によるトイレリニューアル時に整備を進めております。 今後も、改正されたバリアフリー法に基づき、校舎新築、改築の際に段差の解消を行うとともに、既存建物との接続についても検証するなど、引き続き学校のバリアフリー化の推進に努めてまいりたいと考えております。	
担当	教育委員会事務局 総務部 施設整備課 電話：06-6208-9091

番号	【教育・保育に関する要求項目】 10.
項目	障害児相談支援事業において障害児の生活支援・虐待等の相談ケースや要保護児童対策地域協議会（要対協）での連携も増えているが、部局間の縦割りの弊害で、学校側の対応拒否や相談支援との連携拒否などうまく連携できないケースも出ている。学校、児童福祉、障害福祉、相談支援が円滑に連携できる明確な仕組みを作り、「保育所等訪問支援事業」をはじめ、学校側がしっかり連携するよう周知徹底すること。 また 18 歳以降も必要な場合は児童福祉の関わりを一定期間継続することや、ヤングケアラーの支援でも各部局・各機関がスムーズに連携して対応するよう各部局で徹底すること。
	（回答） 障がい児に対する支援に係る教育と福祉の連携については、こども家庭庁、文部科学省ならびに厚生労働省からも、学校と障がい児支援事業所等の緊密な連携の強化について示されているところであり、本市におきましても、ヤングケアラーへの支援を含め様々な場面で各担当部局が連携しながら、障がい児支援に関する施策を進めているところです。 障がい児を取り巻く環境や抱える課題は、その障がい特性や生活環境、成長発達等によって複合しうるものであり、必要とする支援も多岐にわたることから、障がい福祉担当部局、教育担当部局、児童福祉担当部局、および関係する支援機関等が適切に連携することが重要であると考えております。 教育委員会としましては、学校が適切に連携して取り組むよう、相談支援に関する福祉等との連携につきまして、4 月の管理職向け説明会や市立全校園の特別支援教育コーディネーター必修研修等で、周知を図っているところです。 障がい児への支援にあたっては、各担当部局間での縦割りとならないよう、また 18 歳以降の支援についても必要に応じ引き続き関係部局間での連携を徹底してまいります。
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8015 こども青少年局 子育て支援部 管理課（児童支援対策） 電話：06-6208-8867 教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 4. ①
項目	大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの改正を踏まえ、大阪市の市有施設及び外郭団体に対して、ガイドラインの改正の内容を周知し、既存建築物であってもガイドラインを踏まえ改善していくように働きかけること。特に、<u>市有施設においては、トイレへの介護ベッドの設置を計画的に行うこと。</u>また、外郭団体での、小規模店舗（飲食店、小売店等）のバリアフリーについてテナントに対する啓発を行うこと。とりわけ、インテックス大阪の大規模改修時にはバリアフリースイールの増設と大人用介護ベッドの設置を進めること。
	（回答） 北区役所、北区民センター及び大淀コミュニティセンターではトイレ内にベビーベッドを設置する等、多くの方にご利用いただけるよう工夫に努めております。 ご要望の、市有施設におけるトイレへの介護ベッドの設置につきまして、北区役所庁舎、北区民センター及び大淀コミュニティセンターのトイレは狭小のため、新たに設けることは困難であると考えております。 今後、トイレの改修等を実施する際に併せて検討してまいります。 （下線部について回答）
担当	北区役所 総務課・庁舎管理担当 電話：06-6313-9942 北区役所 地域課（地域支援担当） 電話：06-6313-9734

番 号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 4. ①
項 目	大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの改正を踏まえ、大阪市の市有施設及び外郭団体に対して、ガイドラインの改正の内容を周知し、既存建築物であってもガイドラインを踏まえ改善していくように働きかけること。<u>特に、市有施設においては、トイレへの介護ベッドの設置を計画的に行うこと。</u>また、外郭団体での、小規模店舗（飲食店、小売店等）のバリアフリーについてテナントに対する啓発を行うこと。とりわけ、インテックス大阪の大規模改修時にはバリアフリースイールの増設と大人用介護ベッドの設置を進めること。
	(回答) ご要望いただきました件について、都島区役所及び都島区民センターにおけるトイレにつきましては、スペースが狭あいである等の観点から設置が困難な状況ではありますが、トイレ改修時期に合わせ、「大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン」に沿った誰もが使いやすい施設づくりを進めてまいります。 今後とも市民・区民の皆様が快適にご利用いただける都島区役所・都島区民センターとなるよう努めて参りますので、ご理解賜りますよう、よろしくお願いします。
担 当	都島区役所 総務課（庶務） 電話：06-6882-9625 都島区役所 まちづくり推進課 電話：06-6882-9734

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 4. ①
項目	大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの改正を踏まえ、大阪市の市有施設及び外郭団体に対して、ガイドラインの改正の内容を周知し、既存建築物であってもガイドラインを踏まえ改善していくように働きかけること。特に、<u>市有施設においては、トイレへの介護ベッドの設置を計画的に行うこと。</u>また、外郭団体での、小規模店舗（飲食店、小売店等）のバリアフリーについてテナントに対する啓発を行うこと。とりわけ、インテックス大阪の大規模改修時にはバリアフリースイールの増設と大人用介護ベッドの設置を進めること。
	(回答) 区役所におけるトイレへの介護ベッドの設置につきまして、福島区役所におきましては1階～6階の多目的トイレに介護ベッドを設置しております。 福島区民センターにおきましては、現在、老朽化に伴い優先順位をつけて施設の修繕・改修を行っております。福島区民センターのトイレへ介護ベッドを設置するには多額の費用を要することとなりますので、ガイドラインを踏まえ、今後トイレの改修を行う際には設置を検討することとしております。 今後ともより多くの市民の方々に利用いただけるよう、利用者へのサービス向上に取り組んでまいります。 (下線部について回答)
担当	福島区役所 企画総務課・総務担当 電話：06-6464-9625 福島区役所 市民協働課・市民協働担当 電話：06-6464-9734

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 4. ①
項目	大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの改正を踏まえ、大阪市の市有施設及び外郭団体に対して、ガイドラインの改正の内容を周知し、既存建築物であってもガイドラインを踏まえ改善していくように働きかけること。特に、市有施設においては、トイレへの介護ベッドの設置を計画的に行うこと。また、外郭団体での、小規模店舗（飲食店、小売店等）のバリアフリーについてテナントに対する啓発を行うこと。とりわけ、インテックス大阪の大規模改修時にはバリアフリースイールの増設と大人用介護ベッドの設置を進めること。
(回答) 昨年度回答のとおり大規模改修時に設置について検討してまいります。 なお、改修予定時期については決まっておりません。 【昨年度回答】 此花区役所及び此花区民ホールにおけるトイレへの介護ベッド設置につきましては、現状のレイアウトではトイレ内のスペースの問題上設置することが困難であり、新たに設置する場合は、トイレだけでなく周辺部分も含み、現状のレイアウトを大幅に変更したうえでの対応が必要となります。今後、各施設におきまして大規模改修が必要となった際には、介護ベッドの設置についても合わせて検討してまいります。 今後とも、利用者へのサービス向上に取り組むよう努めてまいりますのでよろしくお願いいたします。	
担当	此花区役所 総務課・まちづくり推進課 電話：06-6466-9625

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 4. ①
項目	<u>大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの改正を踏まえ、大阪市の市有施設及び外郭団体に対して、ガイドラインの改正の内容を周知し、既存建築物であってもガイドラインを踏まえ改善していくように働きかけること。特に、市有施設においては、トイレへの介護ベッドの設置を計画的に行うこと。また、外郭団体での、小規模店舗（飲食店、小売店等）のバリアフリーについてテナントに対する啓発を行うこと。とりわけ、インテックス大阪の大規模改修時にはバリアフリースイールの増設と大人用介護ベッドの設置を進めること。</u>
	（回答） 大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン【便所】において、「高齢者、障がい者、妊産婦、トランスジェンダー等すべての人が利用しやすいよう配慮する。」こととされており、当区役所と附設会館（中央区民センター・中央会館）の一部のトイレにも「建築物移動等円滑化基準」にあります「ベビーチェア・ベビーベッド、触知図案内板、車椅子使用者用便房、オストメイト対応便房」などを設置しています。また、「望ましい整備」にあります「出入口・戸、洗浄装置、手すり」なども設置しています。 附設会館（中央区民センター・中央会館）における指定管理者に対しましても、大阪府福祉のまちづくり条例の理念や趣旨を改めて理解するよう指導し、ガイドライン改正内容についても周知を図ってまいります。 介護ベッドの設置については、当区役所と附設会館（中央区民センター・中央会館）の多目的を含む全てのトイレの面積及び介護ベッドの寸法を踏まえますと、現状、設置することは困難な状況です。 今後も大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの改正を踏まえ改善できることがあるか検討を行ってまいります。 （下線について回答）
担当	中央区役所 総務課 総務グループ 電話：06-6267-9626 中央区役所 市民協働課 市民協働グループ 電話：06-6267-9833

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 4. ①
項目	大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの改正を踏まえ、大阪市の市有施設及び外郭団体に対して、ガイドラインの改正の内容を周知し、既存建築物であってもガイドラインを踏まえ改善していくように働きかけること。<u>特に、市有施設においては、トイレへの介護ベッドの設置を計画的に行うこと。</u>また、外郭団体での、小規模店舗（飲食店、小売店等）のバリアフリーについてテナントに対する啓発を行うこと。とりわけ、インテックス大阪の大規模改修時にはバリアフリースイールの増設と大人用介護ベッドの設置を進めること。
	（回答） 西区役所合同庁舎及び西区民センターにおいては、トイレ内スペースが限られており、介護ベッドを設置するためのスペースの確保が困難な状態となっております。 ご理解を承りますようお願いいたします。 （下線部について回答）
担当	西区役所 総務課 電話：06-6532-9625 西区役所 地域支援課 電話：06-6532-9734

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 4. ①
項目	大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの改正を踏まえ、大阪市の市有施設及び外郭団体に対して、ガイドラインの改正の内容を周知し、既存建築物であってもガイドラインを踏まえ改善していくように働きかけること。特に、市有施設においては、トイレへの介護ベッドの設置を計画的に行うこと。
(回答) 当区役所の多目的トイレは同ガイドライン改訂に対応できるほど十分な広さを有しておらず、介護ベッドの設置については、折りたたみのできる省スペース型の介護ベッドであっても、直ちに設置することは困難な状況です。 一方で、当区役所は築 26 年の古い施設であり、トイレにおいて配管詰まり等の様々な問題が生じていることから、今後全面改修を検討しているため、その際には当該ガイドラインの趣旨をふまえたものとなるよう善処してまいります。 また港区では、港区民センター及び港近隣センターを管理運営しておりますが、各施設におけるトイレへの介護ベッドの設置につきましては、現状のレイアウトではトイレ内のスペースの問題上設置することが困難な場合があります、新たに設置する場合は、トイレだけではなく周辺部分も含み、現状のレイアウトを大幅に変更したうえでの対応が必要となる可能性があります。なお、今年 4 月に港区土地区画整理記念・交流会館へ移転した港区民センターにつきましては、介護にもご利用いただける多目的シートを設置しております。港近隣センターにおいても、今後大規模改修が必要となった際には、介護ベッドの設置について検討してまいります。 今後ともより多くの市民の方々に利用いただけるよう、利用者へのサービス向上に取り組み、コミュニティ活動の振興に寄与するための施設としての役割を果たしてまいります。	
担当	港区役所 総務課（総務・人材育成グループ） 電話：06-6576-9631

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 4. ①
項目	大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの改正を踏まえ、大阪市の市有施設及び外郭団体に対して、ガイドラインの改正の内容を周知し、既存建築物であってもガイドラインを踏まえ改善していくように働きかけること。特に、<u>市有施設</u>においては、<u>トイレへの介護ベッドの設置</u>を計画的に行うこと。また、外郭団体での、小規模店舗（飲食店、小売店等）のバリアフリーについてテナントに対する啓発を行うこと。とりわけ、インテックス大阪の大規模改修時にはバリアフリースイールの増設と大人用介護ベッドの設置を進めること。
（回答） 大正区役所及び大正会館におけるトイレへの介護ベッドの設置につきましては、現状のレイアウトではトイレ内のスペースの問題上設置することが困難な状況にあり、新たに設置する場合は、トイレだけではなく周辺部分も含み、現状のレイアウトを大幅に変更したうえでの対応が必要となると考えております。今後、各施設においてレイアウト変更を伴う大規模改修が必要となった際には、介護ベッドの設置についても合わせて検討してまいります。 今後ともより多くの市民の方々に利用いただけるよう、利用者へのサービス向上に取り組み、コミュニティ活動の振興に寄与するための施設としての役割を果たしてまいります。 （下線部について回答）	
担当	大正区役所 総務課 庶務グループ 電話：06-4394-9626 大正区役所 地域協働課 地域協働グループ 電話：06-4394-9743

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 4. ①
項目	大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの改正を踏まえ、大阪市の市有施設及び外郭団体に対して、ガイドラインの改正の内容を周知し、既存建築物であってもガイドラインを踏まえ改善していくように働きかけること。特に、<u>市有施設においては、トイレへの介護ベッドの設置を計画的に行うこと。</u>また、外郭団体での、小規模店舗（飲食店、小売店等）のバリアフリーについてテナントに対する啓発を行うこと。とりわけ、インテックス大阪の大規模改修時にはバリアフリースイートの増設と大人用介護ベッドの設置を進めること。
(回答) ・天王寺区役所 天王寺区役所では、現在トイレの改修工事を実施しており、利用者が一番多く、スペース的にも設置が可能であった1階多目的トイレに収納式多目的シートを設置する予定です。 ・天王寺区民センター 天王寺区民センターにおけるトイレへの介護ベッドの設置につきましては、現状のレイアウトではトイレ内のスペースの問題上設置することが困難であり、新たに設置する場合は、トイレだけではなく周辺部分も含み、現状のレイアウトを大幅に変更したうえでの対応が必要となります。今後、施設において大規模改修が必要となった際には、介護ベッドの設置についても合わせて検討してまいります。 今後ともより多くの市民の方々に利用いただけるよう、利用者へのサービス向上に取り組み、コミュニティ活動の振興に寄与するための施設としての役割を果たしてまいります。 (下線部について回答)	
担当	天王寺区役所 企画総務課 電話：06-6774-9938 天王寺区役所 市民協働課（地域活動の支援） 電話：06-6774-9734

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 4. ①
項目	大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの改正を踏まえ、大阪市の市有施設及び外郭団体に対して、ガイドラインの改正の内容を周知し、既存建築物であってもガイドラインを踏まえ改善していくように働きかけること。<u>特に、市有施設においては、トイレへの介護ベッドの設置を計画的に行うこと。</u>また、外郭団体での、小規模店舗（飲食店、小売店等）のバリアフリーについてテナントに対する啓発を行うこと。とりわけインテックス大阪の大規模改修時にはバリアフリースイールの増設と大人用介護ベッドの設置を進めること。
	（回答） 当区庁舎は床面積 9,739.41 m²のため、「大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」の建築物移動等円滑化基準に基づく介護ベッドの設置及び当該ベッドを設置している旨の表示が必要となる建築物には該当しませんが、床面積 2,000 m²以上の不特定多数の者が利用する建築物として、介護ベッドの設置が望ましいとされています。上記を踏まえ、ガイドライン記載の「新築、増築、改築、用途変更」のタイミング等において、大阪府福祉のまちづくり条例の理念や、ガイドラインの趣旨を鑑み、建物内に大人のおむつ交換が可能なベッドの設置を今後検討してまいります。 また、浪速区民センターは床面積 1,892.07 m²のため、介護ベッドの設置及び当該ベッドを設置している旨の表示が必要となる建築物には該当しませんが、上記を踏まえ、ガイドライン記載の「新築、増築、改築、用途変更」のタイミング等において、大阪府福祉のまちづくり条例の理念や、ガイドラインの趣旨を鑑み、建物内に大人のおむつ交換が可能なベッドの設置を検討してまいります。 （下線部について回答）
担当	浪速区役所 総務課（総務） 電話：06-6647-9625 浪速区役所 市民協働課（市民協働） 電話：06-6647-9883

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 4. ①
項目	大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの改正を踏まえ、大阪市の市有施設及び外郭団体に対して、ガイドラインの改正の内容を周知し、既存建築物であってもガイドラインを踏まえ改善していくように働きかけること。<u>特に、市有施設においては、トイレへの介護ベッドの設置を計画的に行うこと。</u>また、外郭団体での、小規模店舗（飲食店、小売店等）のバリアフリーについてテナントに対する啓発を行うこと。とりわけ、インテックス大阪の大規模改修時にはバリアフリースイートの増設と大人用介護ベッドの設置を進めること。
	（回答） まず、西淀川区役所では庁舎内の多目的トイレ内に介護ベッドを設置しております。また、多目的トイレは1階に2カ所、2階から5階にそれぞれ1カ所を整備しております。 次に、当区では、コミュニティ活動の振興並びに地域における文化の向上及び福祉の増進を図るとともに、市民の集会その他各種行事の場を提供することにより市民相互の交流を促進し、もって連帯感あふれるまちづくりの推進に寄与することを目的とした市民にとって身近な施設として、大阪市立西淀川区民ホール及び大阪市立西淀川区民会館の2施設を整備しております。 各施設におけるトイレへの介護ベッドの設置につきましては、現状のレイアウトではトイレ内のスペースの問題上設置することが困難であり、新たに設置する場合は、トイレだけではなく周辺部分も含み、現状のレイアウトを大幅に変更したうえでの対応となります。今後、施設において大規模改修の際には、介護ベッドの設置についても合わせて検討してまいります。 今後ともより多くの市民の方々に利用いただけるよう、利用者へのサービス向上に取り組み、コミュニティ活動の振興に寄与するための施設としての役割を果たしてまいります。 （下線部について回答）
担当	区役所庁舎内に関すること 西淀川区役所総務課 電話：06-6478-9625 区附設会館に関すること 西淀川区役所地域支援課 電話：06-6478-9893

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 4. ①
項目	大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの改正を踏まえ、大阪市の市有施設及び外郭団体に対して、ガイドラインの改正の内容を周知し、既存建築物であつてもガイドラインを踏まえ改善していくように働きかけること。特に、<u>市有施設においては、トイレへの介護ベッドの設置を計画的に行うこと。</u>また、クリスタ長堀、港町開発センター（OCAT）等の外郭団体での、小規模店舗（飲食店、小売店等）のバリアフリーについてテナントに対する啓発。
	（回答） 【区役所について】 淀川区役所では、1階から5階の各フロアにあります多目的トイレに、障がいのある方や高齢者・乳幼児連れの方などにおむつ交換・衣服着脱などで利用していただくためのパブリック用折りたたみシートを設置しています。 今後とも、様々な方が利用しやすい庁舎となるように工夫してまいります。 【区民センターについて】 淀川区民センターの改修工事にあたり、設置を検討します。 （下線部について回答）
担当	淀川区役所 総務課 電話：06-6308-9625 淀川区役所 市民協働課 電話：06-6308-9734

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 4. ①
項目	大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの改正を踏まえ、大阪市の市有施設及び外郭団体に対して、ガイドラインの改正の内容を周知し、既存建築物であってもガイドラインを踏まえ改善していくように働きかけること。特に、<u>市有施設においては、トイレへの介護ベッドの設置を計画的に行うこと。</u>また、外郭団体での、小規模店舗（飲食店、小売店等）のバリアフリーについてテナントに対する啓発を行うこと。とりわけ、インテックス大阪の大規模改修時にはバリアフリースイールの増設と大人用介護ベッドの設置を進めること。
	（回答） 現在、区役所1階のバリアフリースイールにはベンチを設置しておりますが、今後、介護ベッド設置の可否について検討してまいります。なお、出張所や東淀川区民会館を含むその他のバリアフリースイールにつきましては、スペースが狭隘であり、現状では介護ベッドの設置が困難なため、今後、間取りの変更を伴う改修等を行う際には、ガイドラインを踏まえた改善を検討してまいります。 （下線部について回答）
担当	東淀川区役所 総務課（総務） 電話：06-4809-9625 東淀川区役所 地域課（地域） 電話：06-4809-9734

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 4. ①
項目	大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの改正を踏まえ、大阪市の市有施設及び外郭団体に対して、ガイドラインの改正の内容を周知し、既存建築物であってもガイドラインを踏まえ改善していくように働きかけること。特に、<u>市有施設においては、トイレへの介護ベッドの設置を計画的に行うこと。</u>また、外郭団体での、小規模店舗（飲食店、小売店等）のバリアフリーについてテナントに対する啓発を行うこと。とりわけ、インテックス大阪の大規模改修時にはバリアフリースイールの増設と大人用介護ベッドの設置を進めること。
	（回答） 東成区役所に設置している多目的トイレへの介護ベッドの設置につきましては、現状のレイアウトではトイレ内のスペースの問題等から設置することが困難であり、新たに設置する場合は、トイレだけではなく周辺部分も含み、現状のレイアウトを大幅に変更したうえで対応が必要となります。今後、施設において大規模改修が必要となった際には、大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの内容をふまえ、介護ベッドの設置についても合わせて検討してまいります。 また、東成区民センターに設置している多目的トイレについては、介護ベッドの設置がござります。 （下線部について回答）
担当	東成区役所 総務課 電話：06-6977-9626 東成区役所 市民協働課 電話：06-6977-9014

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 4. ①
項目	大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの改正を踏まえ、大阪市の市有施設及び外郭団体に対して、ガイドラインの改正の内容を周知し、既存建築物であってもガイドラインを踏まえ改善していくように働きかけること。<u>特に、市有施設においては、トイレへの介護ベッドの設置を計画的に行うこと。</u>また、外郭団体での、小規模店舗（飲食店、小売店等）のバリアフリーについてテナントに対する啓発を行うこと。とりわけ、インテックス大阪の大規模改修時にはバリアフリースイートの増設と大人用介護ベッドの設置を進めること。
	（回答） 生野区役所に設置している多目的トイレについては、介護ベッドの設置をはじめ大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの基準を概ね満たす設計となっております。 現在、生野区民センターに設置している多目的トイレに介護ベッドの設置はございませんが、今後の改修にあたっては、大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの内容をふまえ、改善を検討してまいります。 （下線部について回答）
担当	生野区役所 企画総務課 電話：06-6715-9625 生野区役所 地域まちづくり課 電話：06-6715-9734

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 4. ①
項目	大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの改正を踏まえ、大阪市の市有施設及び外郭団体に対して、ガイドラインの改正の内容を周知し、既存建築物であってもガイドラインを踏まえ改善していくように働きかけること。特に、<u>市有施設においては、トイレへの介護ベッドの設置を計画的に行うこと</u>。また、外郭団体での、小規模店舗（飲食店、小売店等）のバリアフリーについてテナントに対する啓発を行うこと。とりわけ、インテックス大阪の大規模改修時にはバリアフリートイレの増設と大人用介護ベッドの設置を進めること。
	（回答） 旭区役所が所管する公共施設のトイレへのベッドの設置につきましては、当該施設の構造等を勘案したうえで、大阪府福祉のまちづくり条例やガイドラインに適合するベッドの設置について引き続き検討を進めてまいります。 なお、施設の構造等により大規模な設備の改修が必要となる可能性も想定されますが、老朽化による建替えや大規模修繕時にトイレの改修を行う際には、ベッドの設置を含め様々なニーズに対応した整備を行ってまいります。 今後とも、高齢者、障がい者、妊産婦、トランスジェンダー等のすべての人が快適に利用できる区役所づくりに努めてまいります。 （下線部について回答）
担当	旭区役所 総務課 電話：06-6957-9625

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 4. ①
項目	大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの改正を踏まえ、大阪市の市有施設及び外郭団体に対して、ガイドラインの改正の内容を周知し、既存建築物であってもガイドラインを踏まえ改善していくように働きかけること。特に、<u>市有施設においては、トイレへの介護ベッドの設置を計画的に行うこと</u>。また、外郭団体での、小規模店舗（飲食店、小売店等）のバリアフリーについてテナントに対する啓発を行うこと。とりわけ、インテックス大阪の大規模改修時にはバリアフリースイールの増設と大人用介護ベッドの設置を進めること。
	（回答） 大阪市区役所附設会館条例に基づく区民センターにおける施設整備につきましては、関係局等と連携しながら全市的な検討を図ることが必要と考えます。 （下線部について回答）
担当	旭区役所 地域課 電話：06-6957-9734

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 4. ①
項目	特に、<u>市有施設</u>においては、<u>トイレへの介護ベッドの設置を計画的に行うこと</u>。 また、外郭団体での、小規模店舗（飲食店、小売店等）のバリアフリーについてテナントに対する啓発を行うこと。とりわけ、インテックス大阪の大規模改修時にはバリアフリースイールの増設と大人用介護ベッドの設置を進めること。
（回答） 城東区複合施設（城東区役所・城東区民センター・城東図書館・城東区老人福祉センター：4階建）においては、1階あたり1か所の多目的トイレに、介護ベッドを設置しています。 （下線部について回答）	
担当	城東区役所 総務課 電話：06-6930-9096

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 4. ①
項目	大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの改正を踏まえ、大阪市の市有施設及び外郭団体に対して、ガイドラインの改正の内容を周知し、既存建築物であってもガイドラインを踏まえ改善していくように働きかけること。特に、<u>市有施設においては、トイレへの介護ベッドの設置を計画的に行うこと。</u>また、外郭団体での、小規模店舗（飲食店、小売店等）のバリアフリーについてテナントに対する啓発を行うこと。とりわけ、インテックス大阪の大規模改修時にはバリアフリースイールの増設と大人用介護ベッドの設置を進めること。
	（回答） 鶴見区役所では、介護等が必要な来庁者が多く見込まれる1階の多目的トイレに介護ベッドを設置しています。また、鶴見区民センターにおきましても、1階の多目的トイレに介護ベッドを設置しています。 （下線部について回答）
担当	鶴見区役所 総務課 電話：06-6915-9117 鶴見区役所 市民協働課（市民協働） 電話：06-6915-9166

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 4. ①
項目	大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの改正を踏まえ、大阪市の市有施設及び外郭団体に対して、ガイドラインの改正の内容を周知し、既存建築物であってもガイドラインを踏まえ改善していくように働きかけること。特に、<u>市有施設においては、トイレへの介護ベッドの設置を計画的に行うこと</u>。また、外郭団体での、小規模店舗（飲食店、小売店等）のバリアフリーについてテナントに対する啓発を行うこと。とりわけ、インテックス大阪の大規模改修時にはバリアフリースイートの増設と大人用介護ベッドの設置を進めること。
	（回答） 当区役所におきましては、障がい者、高齢者、傷病者、妊産婦、乳幼児連れなどバリアフリーを必要とされるすべての方を対象として、多目的トイレを合計4か所に設置しており、その内2か所については、パウチ・しびん洗浄水栓付背もたれを備えております。 しかしながら、ご要望の介護用ベッドの設置につきましては、庁舎のスペース、またトイレのスペース上、設置することが困難であると考えております。 阿倍野区民センターにつきましては、様々な方が利用しやすい多目的トイレを5か所設置しておりますが、ウォシュレット機能やオストメイト設備の設置要望等もいただいております。 介護用ベッドを含め、現状のレイアウトではトイレ内のスペースの問題上設置することが困難であり、新たに設置する場合は、トイレだけではなく周辺部分も含み、現状のレイアウトを大幅に変更したうえでの対応が必要となります。今後、施設において大規模改修が必要となった際には、介護ベッドの設置についてもあわせて検討してまいります。 （下線部について回答）
担当	阿倍野区役所 総務課（総務） 電話：06-6622-9625 阿倍野区役所 市民協働課（市民協働） 電話：06-6622-9787

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 4. ①
項目	大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの改正を踏まえ、大阪市の市有施設及び外郭団体に対して、ガイドラインの改正の内容を周知し、既存建築物であってもガイドラインを踏まえ改善していくように働きかけること。特に、<u>市有施設においては、トイレへの介護ベッドの設置を計画的に行うこと</u>。また、外郭団体での、小規模店舗（飲食店、小売店等）のバリアフリーについてテナントに対する啓発を行うこと。とりわけ、インテックス大阪の大規模改修時にはバリアフリースイールの増設と大人用介護ベッドの設置を進めること。
	(回答) 住之江区役所（区民ホールも含む）では、1階の多目的トイレにおきまして、子どものおむつ替えだけでなく、高齢者、障がい者等を含むより多くの人が利用できるよう大型（介護）ベッドを設置しております。 本市では、コミュニティ活動の振興並びに地域における文化の向上及び福祉の増進を図るとともに、市民の集会その他各種行事の場を提供することにより市民相互の交流を促進し、もって連帯感あふれるまちづくりの推進に寄与することを目的とした市民にとって身近な施設として、各区に区民センター等の区役所附設会館の整備を進めており、令和6年10月時点で、24区に33施設を整備しております。 住之江会館におけるトイレへの介護ベッドの設置につきましては、現状のレイアウトではトイレ内のスペースの問題上設置することが困難であり、新たに設置する場合は、トイレだけではなく周辺部分も含み、現状のレイアウトを大幅に変更したうえでの対応が必要となります。今後、施設において大規模改修が必要となった際には、介護ベッドの設置についても合わせて検討してまいります。 今後ともより多くの市民の方々に利用いただけるよう、利用者へのサービス向上に取り組み、コミュニティ活動の振興に寄与するための施設としての役割を果たしてまいります。 (下線部について回答)
担当	住之江区役所 総務課 電話：06-6682-9903 住之江区役所 協働まちづくり課 電話：06-6682-9734

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 4. ①
項目	大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの改正を踏まえ、大阪市の市有施設及び外郭団体に対して、ガイドラインの改正の内容を周知し、既存建築物であってもガイドラインを踏まえ改善していくように働きかけること。特に、<u>市有施設においては、トイレへの介護ベッドの設置を計画的に行うこと</u>。また、外郭団体での、小規模店舗（飲食店、小売店等）のバリアフリーについてテナントに対する啓発を行うこと。とりわけ、インテックス大阪の大規模改修時にはバリアフリースイールの増設と大人用介護ベッドの設置を進めること。
	(回答) 住吉区役所及び住吉区民センターにおいては、各階の多目的トイレ内に「多目的ユニバーサルシート（ベッド）」を設置しています。 (下線部について回答)
担当	住吉区役所 総務課 電話：06-669-9903

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 4. ①
項目	大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの改正を踏まえ、大阪市の市有施設及び外郭団体に対して、ガイドラインの改正の内容を周知し、既存建築物であってもガイドラインを踏まえ改善していくように働きかけること。特に、市有施設においては、トイレへの介護ベッドの設置を計画的に行うこと。また、外郭団体での、小規模店舗（飲食店、小売店等）のバリアフリーについてテナントに対する啓発を行うこと。とりわけ、インテックス大阪の大規模改修時にはバリアフリースイートの増設と大人用介護ベッドの設置を進めること。
	(回答) 当区役所が所管する区役所庁舎・区役所附設会館のトイレには、現在スペースの問題から大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインに沿って介護ベッドを設置することはできませんが、改修の際には、当該ガイドラインを踏まえた改善を検討してまいります。
担当	東住吉区役所 総務課 電話：06-4399-9626 東住吉区役所 区民企画課 電話：06-4399-9734

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 4. ①
項目	大阪市福祉のまちづくり条例ガイドラインの改正を踏まえ、大阪市の市有施設及び外郭団体に対して、ガイドラインの改正の内容を周知し、既存建築物であってもガイドラインを踏まえ改善していくように働きかけること。特に、市有施設においては、トイレへの介護ベッドの設置を計画的に行うこと。また、外郭団体での、小規模店舗（飲食店、小売店等）のバリアフリーについてテナントに対する啓発を行うこと。とりわけ、インテックス大阪の大規模改修時にはバリアフリースイールの増設と大人用介護ベッドの設置を進めること。
	(回答) 現在、平野区役所内におけるトイレへの介護ベッドの設置につきましては、現状のレイアウトではトイレ内のスペースの問題上設置することが困難な場合があります、新たに設置する場合は、トイレだけではなく周辺部分も含み、現状のレイアウトを大幅に変更したうえでの対応が必要となる可能性があります。今後、施設において大規模改修が必要となった際には、介護ベッドの設置についても合わせて検討してまいります。 今後とも、誰もが利用しやすい庁舎の運営に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。
担当	平野区役所 総務課 電話：06-4302-9625 平野区役所 安全安心まちづくり課 電話 06-4302-9734

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 4. ①
項目	大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの改正を踏まえ、大阪市の市有施設及び外郭団体に対して、ガイドラインの改正の内容を周知し、既存建築物であってもガイドラインを踏まえ改善していくように働きかけること。特に、<u>市有施設においては、トイレへの介護ベッドの設置を計画的に行うこと。</u>また、外郭団体での、小規模店舗（飲食店、小売店等）のバリアフリーについてテナントに対する啓発を行うこと。とりわけ、インテックス大阪の大規模改修時にはバリアフリースイートの増設と大人用介護ベッドの設置を進めること。
	(回答) 西成区役所庁舎におけるトイレへの介護ベッドの設置につきましては、現状のレイアウトではトイレ内のスペースの問題上設置することが困難であり、新たに設置する場合は、トイレだけではなく周辺部分も含み、現状のレイアウトを大幅に変更したうえでの対応が必要となります。今後、施設において大規模改修が必要となった際には、介護ベッドの設置についても合わせて検討してまいります。 (下線部について回答)
担当	西成区役所 総務課 電話：06-6659-9683

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 4. ①
項目	大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの改正を踏まえ、大阪市の市有施設及び外郭団体に対して、ガイドラインの改正の内容を周知し、既存建築物であってもガイドラインを踏まえ改善していくように働きかけること。特に、<u>市有施設においては、トイレへの介護ベッドの設置を計画的に行うこと。</u>また、外郭団体での、小規模店舗（飲食店、小売店等）のバリアフリーについてテナントに対する啓発を行うこと。とりわけ、インテックス大阪の大規模改修時にはバリアフリースイールの増設と大人用介護ベッドの設置を進めること。
	(回答) 西成区民センターには1階に2ヵ所、2階に1ヵ所の多目的トイレがあります。1階の多目的トイレには乳幼児用のおむつ交換台を、2階の多目的トイレには介護用ベッドを設置しています。 (下線部について回答)
担当	西成区役所 市民協働課 電話：06-6659-9734